

福祉のしおり



三島市社会福祉部
三島市福祉事務所

社会福祉部・福祉事務所の事務分掌	1
公私立社会福祉施設一覧表	2
生 活 保 護	8
生活保護の概要	8
手続き方法	9
児 童 福 祉	10
保育所等（保育所、認定こども園（保育園部）、小規模保育事業）	10
放課後児童クラブ	11
こども家庭センター	12
三島市本町子育て支援センター	13
障害者総合支援法に基づくサービス	14
児童福祉法に基づくサービス	15
その他の障害福祉サービス	15
里親制度	16
女性相談	16
未熟児養育医療費の助成	17
子育てコンシェルジュによる相談	17
母 子 ・ 父 子 福 祉	18
母子保健事業	18
母子・父子自立支援員	18
母子・父子福祉協力員	18
ひとり親家庭等の医療費助成制度	19
第2期三島市子ども・子育て支援事業計画	20
計画の概念	20
施策の体系	21
子どもの貧困対策推進計画	22
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	23
手帳の交付	23
相談員の設置	24
障害者総合支援法に基づくサービス	24
その他の障害福祉サービス	28
障がい者等各種援護一覧表	30
指定生活介護事業所	33
三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里	33
発 達 支 援	34
発達支援体制整備	34

高 齢 者 福 祉	3 8
計画を達成するための分野別施策	3 8
生きがい対策	3 8
高齢者のための福祉サービス	3 9
介 護 保 險	4 1
計画を達成するための分野別施策	4 1
介護サービスの体系図	4 4
保険者・被保険者	4 4
保険料	4 4
介護保険サービス利用対象者	4 6
申請から認定結果の通知まで	4 7
認定を受けた後は	4 8
サービスの種類	4 8
介護保険サービス利用料	4 9
利用者負担額減免・助成	5 0
相談・苦情	5 0
地域支援事業	5 1
高齢者向け施設等	5 6
三島市老人福祉センター	5 7
各 種 手 当 制 度	5 8
総合福祉手当に関する条例に基づき支給する手当	5 8
児童手当	5 9
みしまっ子すくすく祝金	5 9
児童扶養手当	6 0
特別児童扶養手当	6 1
障害児福祉手当	6 2
特別障害者手当	6 2
外国人高齢者福祉手当	6 2
各 種 貸 付 金 制 度	6 3
生活資金貸付け	6 3
母子父子寡婦家庭への貸付制度	6 3
母子父子寡婦福祉資金貸付額一覧表	6 4
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	6 5
民生委員・児童委員の推薦	6 5
活動状況	6 5
保 護 司	6 6
人 権 擁 護 委 員	6 6

日本赤十字社静岡県支部三島市地区	67
旧軍人及び戦没者等遺族の援護	67
第4次三島市地域福祉計画	68
避難行動要支援者避難支援推進事業	69
三島市社会福祉会館	70
福祉団体と活動状況	70
社会福祉会館の利用	70
三島市社会福祉協議会	71
社会福祉協議会とは	71
福祉総合相談	71
生活福祉資金貸付制度	71
生活一時扶助金	72
食糧支援	73
歳末見舞金	73
日常生活自立支援事業	73
成年後見支援センター	74
市民後見人の養成	74
法人後見事業	74
福祉車両・車椅子の貸出し	74
三島市ボランティアセンター	75
ボランティア活動保険等	75
ボランティア登録	75
三島市ボランティア連絡協議会	75
ボランティアグループ事業費補助	75
福祉教育	75
三島市社会福祉協議会社会福祉大会	76
介護予防・日常生活支援総合事業	76
在宅介護サービス事業	76
障がい福祉サービス通所施設の運営	76
共 同 募 金	77
生活困窮者自立支援事業	78
三島市生活支援センター	78
救急医療・在宅歯科診療事業	79
救急医療事業	79
寝たきり者等歯科訪問調査事業	81
「スマートウェルネスみしま」の推進	82

公私立社会福祉施設一覧表

令和7年4月1日現在

区分 No.	施設名	公私 の 区分	定員			所在 地	電話	設置 経営 主 体	認可 年月日
			3歳未満児	3歳以上児	計				
1	市立加茂川町保育園	公	57	63	120	加茂川町5-30	975-3609	三島市	S24. 10. 14
2	市立伊豆佐野保育園	公	10	35	45	佐野110-1	992-0519	"	S29. 6. 1
3	市立緑町佐野保育園	公	20	40	60	緑町12-12	972-3120	"	S41. 12. 1
4	市立錦田保育園	公	45	75	120	谷田271-1	971-1600	"	S45. 4. 1
5	市立青木保育園	公	31	59	90	青木323	971-5127	"	S48. 4. 1
6	市立光ヶ丘保育園	公	36	54	90	光ヶ丘19-2	987-5730	"	S51. 4. 1
7	若葉保育園	公	10	35	45	函南町間宮42-1	978-3261	三島函南広域行政組合	S28. 5. 1
8	白道こども園(保育園部)	私	56	130	186	加屋町2-21	972-2291	(福)護汝会	S28. 9. 1
9	梅の実こども園(保育園部)	私	48	69	117	梅名47-1	977-6065	(福)仁岳会	S54. 10. 15
10	中郷南保育園(保育園部)	私	36	54	90	安久309-6	977-2182	(福)慧光会	S49. 4. 1
11	三島ようらんこども園(保育園部)	私	39	51	90	梅名553-1	977-2811	(福)搖籃会	S49. 1. 11
12	恵明キッズフヨウビレッジ(保育園部)	私	24	36	60	芙蓉台2丁目3-17	987-7922	(福)静岡恵明学園	S53. 4. 1
13	中郷西保育園(保育園部)	私	39	51	90	長伏121-7	977-4157	(福)慧光会	S54. 4. 1
14	加茂保育園	私	42	48	90	加茂24-7	972-0332	(福)栄和会	S56. 4. 1
15	北上保育園(保育園部)	私	33	48	81	徳倉4丁目10-3	987-9101	(福)栄幸会	S56. 12. 21
16	恵明保育園	私	45	—	45	谷田2143	975-1940	(福)静岡恵明学園	H6. 4. 1
17	恵明キッズコスモスピレッジ(保育園部)	私	30	60	90	谷田1629-38	973-7778	"	H15. 4. 1
18	恵明キッズサクラビレッジ(保育園部)	私	45	75	120	文教町2丁目28-6	943-6878	"	H24. 4. 1
19	まりあ保育園	私	21	39	60	松本390-1	939-5353	(福)敬和会	H29. 4. 1
20	幼保連携型認定こども園ピーターパン幼稚園(保育園部)	私	15	45	60	芙蓉台2丁目2-1	988-0826	(学)星槎こども園KIDSplanet	H27. 4. 1
21	幼保連携型認定こども園のびる幼稚園(保育園部)	私	21	60	81	青木164	972-8740	(学)のびる学園	H30. 4. 1
22	しらゆり幼稚園(保育園部)	私	24	45	69	徳倉5-11-15	986-7231	(学)鈴木学園	R2. 4. 1
23	徳倉第一放課後児童クラブ	公	40			徳倉4-1-39	986-7979	三島市(株)トヨタエンタープライズ	S44. 5. 12
24	徳倉第二放課後児童クラブ	公	40			徳倉4-1-39	988-2711	"	H30. 4. 1
25	沢地放課後児童クラブ	公	40			沢地127-1	986-8866	"	S50. 4. 1
26	錦田放課後児童クラブ	公	40			谷田966	975-5822	"	S42. 6. 20

区分 No.	施設名	公私 の 区分	定員	所在 地	電話	設置 経営 主體	認可 年月日
			3歳 未満児	3歳 以上児	計		
27	向山第一放課後児童クラブ	公	40	谷田1946	975-5844	三島市(株)トヨタエンタープライズ	S51.4.1
28	向山第二放課後児童クラブ	公	40	谷田1953-2	971-2377	"	H23.2.1
29	向山第三放課後児童クラブ	公	40	谷田1946	981-5599	"	H30.4.1
30	東放課後児童クラブ	公	40	東町10-1	972-7393	"	S46.5.10
31	南第一放課後児童クラブ	公	40	富田町6-1	975-0596	"	S49.10.1
32	南第二放課後児童クラブ	公	40	富田町6-1	975-0066	"	H22.9.1
33	南第三放課後児童クラブ	公	40	富田町6-1	981-7222	"	H30.4.1
34	北第一放課後児童クラブ	公	40	文教町1-4-8	986-3273	"	S57.4.1
35	北第二放課後児童クラブ	公	40	文教町1-4-8	986-6050	"	H27.4.1
36	北第三放課後児童クラブ	公	40	文教町1-4-8	986-3434	"	H31.4.1
37	長伏放課後児童クラブ	公	40	長伏226-5	977-7139	"	S58.9.12
38	山田第一放課後児童クラブ	公	40	川原ヶ谷812	971-9668	"	S55.4.1
39	山田第二放課後児童クラブ	公	40	川原ヶ谷812	976-7880	"	H22.9.1
40	中郷第一放課後児童クラブ	公	40	梅名449-1	977-4373	"	S59.4.1
41	中郷第二放課後児童クラブ	公	40	梅名449-1	977-6170	"	H25.3.1
42	西第一放課後児童クラブ	公	40	緑町7-7	976-1259	"	S46.4.1
43	西第二放課後児童クラブ	公	40	緑町7-7	976-1260	"	R2.4.1
44	北上第一放課後児童クラブ	公	40	徳倉844-1	986-7233	"	S56.4.1
45	北上第二放課後児童クラブ	公	40	徳倉844-1	986-5080	"	R5.4.1
46	佐野放課後児童クラブ	公	40	佐野238	992-6596	"	H13.4.1
47	坂放課後児童クラブ	公	40	市山新田163-2	972-2206	"	H16.4.1
48	恵明コスマス放課後児童クラブ	私	60	谷田1629-38	973-7778	(福)静岡恵明学園	H31.4.1
49	恵明キッズサクラビレッジ放課後児童クラブ	私	15	文教町2-28-6	943-6878	"	H31.4.1
50	加茂保育園放課後児童クラブ	私	18	加茂24-7	972-0332	(福)栄和会	H28.3.9
51	放課後児童クラブ サードプレイス	私	30	芝本町12-5 鈴木ビル3階	957-1331	(株) T'sラボ	R3.4.1
52	本町子育て支援センター	公	—	本町3番29号 本町タワービル4階	991-6100	三島市	H17.4.1

区分 No.	施設名	公私 の区分	定員			所在 地	電話	設置 経営 主體	認可 年月日
			3歳	3歳	計 未満児以上児				
53	三島市民生涯学習センター内児童センター	公	—	—	大宮町1丁目8-38 三島市民生涯学習センター2階	983-0890	〃		H9.4.1
54	恵明コスモス児童センター	私	—	—	谷田1629-38	973-7778	(福)静岡恵明学園		H15.4.1
55	静岡恵明学園乳児部	私	20		谷田2143	975-1940	〃		S45.7.1
56	静岡恵明学園児童部	私	36		笛原新田81-1	975-4803	〃		S29.9.1
57	すいみー保育園	私	19	—	19 加屋町10-4	946-6013	(株)すいみー保育園		H27.8.1
58	フラワー保育園	私	19	—	19 梅名325-1	939-8711	(株)達真会		H29.4.1
59	にじいろキッズ保育園	私	19	—	19 沢地123-12	919-7923	(株)すいみー保育園		H29.4.1
60	保育所グローアップ三島園	私	19	—	19 加茂29-1	928-9222	(株)グローアップ		R1.7.1
61	こころね保育園hagu	私	19	—	19 大宮町1丁目11-8	955-7774	(株)スマイルリンク		R2.11.1
62	保育所グローアップ壱町田園	私	19	—	19 壱町田77-3	957-2101	(株)グローアップ		R2.11.1
63	めぐみ保育園	私	19	—	19 大場396-10	957-5586	(株)達真会		R3.4.1
64	虹の音保育園	私	19	—	19 徳倉2-12-41	960-6772	(福)愛徳福祉会		R4.4.1
65	児童デイS E S三島校	私	10		大社町5-6 鋤万ビル 1F	991-1199	(株)伊豆の郷		H24.5.1
66	エシカファーム梅名園	私	20		梅名99-3	941-7853	(特非)エシカファーム		H25.4.1
67	ドリームケアふいるまつもと園	私	10		松本293-12	982-6626	(株)インクル		H26.9.1
68	相談支援事業所ステップ	私	—		八反畠102-7	941-8200	(特非)エシカファーム		H25.5.1
69	さくらキャンプ相談支援事業所	私	—		幸原町2丁目5-9	939-8792	(一社)さくらキャンプ		H31.4.1
70	とらいあんぐる	私	—		谷田1291-52	957-5789	(一社)三島市手をつなぐ育成会		R1.6.1
71	相談支援センターそら	私	—		大宮町3-20-19 石川 ビル2階	955-5241	(特非)いろは		R6.2.1
72	GO HOME	私	(児童発達支援) 10		緑町4-11グリーンタウン田中1階	943-6111	(株)B E L L S インターナショナル		H27.12.1
73	こどもサポート教室「きらり」三島校		(放課後等デイ) 10						
74	ワーカーズコープ三島地域福祉事務所ぽつかぽか	私	(児童発達支援) 10		一番町13-6アルヴア アーレー一番町1階	946-6311	(株)クラ・ゼミ		H28.1.1
75	三島市児童発達支援事業所	公	(放課後等デイ) 10						
76	三島市発達支援センター	公	—		谷田271-1	975-5088	三島市		H28.4.1
			—	—	谷田271-1	975-1588	〃		H30.12.12

区分 No.	施設名	公私 の区分	定員	所在 地	電話	設置 経営 主 体	認可 年月日
			3歳:3歳計 未満児:以上児				
77	エシカファーム NIHOアルテ	私	10	松本288-19	994-9627	(特非)エシカファーム	H28.7.1
78	KONOMI	私	(児童発達支援) 10	東本町2丁目4-33 1B	919-5500	(株)3rd Island	H29.4.1
			(放課後等デイ) 10				
79	さくらキャンプ	私	(児童発達支援) 10	幸原町2丁目5-9	939-8792	(一社)さくらキャンプ	H29.4.1
			(放課後等デイ) 30				
80	リベラスコレ	私	10	本町9-3	972-4344	(特非)リベラヒューマンサポート	H29.10.1
81	まほら。	私	20	長伏85-6 コーポラス 杉山V1F	939-8983	(株)HSS	H30.4.1
82	パステル三島	私	10	中島220-1 フォルトゥーナ1F、2F東	957-0772	(同)ネクストプログレス	R4.4.1
83	パステル広小路	私	10	泉町12-23 三幸ビル1階	957-0772	"	R5.4.1
84	Happy Base	私	20	大宮町3-20-19 石川 ビル3階	957-3053	(特非)いろは	R6.2.1
85	放課後等デイサービス ウィズ・ユー三島	私	(児童発達支援) 10	加屋町1-12-2F	955-5515	(株)あすまん	R3.7.1
			(放課後等デイ) 10				
86	MUKU-MUKUみしま	私	(児童発達支援) 10	沢地98-3	955-6090	whybes(同)	R4.12.1
			(放課後等デイ) 10				
87	ハッケヨイ!	私	10	谷田1370-56	916-7387	(同)明	R5.4.1
88	こどもの森 三島教室	私	(児童発達支援) 10	川原ヶ谷242-16	981-3372	(株)HLS	R3.5.1
			(放課後等デイ) 10				
89	haguみしま	私	(児童発達支援) 10	川原ヶ谷34-3	957-5370	(株)スマイルリンク	R6.4.1
			(放課後等デイ) 10				
90	みはらしの丘	私	(入所) 40	字エビノ木4745	985-2241	(福)見晴学園	H18.10.1
			(通所) 60				
91	そらいろ	私	(通所) 20	字エビノ木4745	985-2247	"	H20.4.1
92	みはらしの里	私	(入所) 60	字エビノ木4745	985-2244	"	H18.10.1
			(通所) 60				
93	佐野あゆみの里	公	(通所) 30	新谷175-1	971-1354	三島市 (福)見晴学園	R5.4.1
94	のびる作業所	私	20	北沢9	977-3917	(福)三島市障害者福祉会	H20.4.1

区分 No.	施設名	公私 の区分	定員	所在地	電話	設置主体	認可年月日
			3歳:3歳計 未満児:以上児				
95	えがお	私	40	新谷190-2	976-2800	(福)三島市社会福祉協議会	H21.4.1
96	さわじ作業所	私	20	沢地246-11	989-8211	"	H21.4.1
97	おんすいち	私	"	富田町3-19	973-8677	"	H21.4.1
98	ワークショップ まごころ	私	20	字エビノ木4745-456	985-2666	(公財)復康会	H22.4.1
99	就労支援事業所 リベラインドストリア	私	20	本町12-4 小林ビル2階	971-5199	(特非)リベラインドストリア	H19.7.1
100	就労継続支援 B型事業所 アルシオン	私	20	北田町7-29	941-8278	(特非)にじのかけ橋	H23.4.1
101	就労継続支援 A型事業所 ワンルーチェ	私	20	平田157-2	955-7148	"	H26.4.1
102	手作り工房イルカ	私	20	塚原新田215-10	960-9011	(特非)フレンドシップ イルカ	H19.11.1
103	けるん 就労移行支援事業所	私	20	川原ヶ谷85-3	981-1417	(特非)けるん	H23.10.1
104	就労継続支援 B型事業所 ふくろう	私	20	大宮町3丁目17-16	981-3308	(有)つぼみ	H22.4.1
105	自立生活センター アシストM I L	私	—	西本町10-26	976-3432	(特非)自立生活センターアシストM I L	H18.10.1
106	地域生活・就労サポート センターけるん	私	—	川原ヶ谷85-3	976-0966	(特非)けるん	H18.10.1
107	サポートセンター ひまり	私	—	一番町7-19 高野ビル4階	991-1180	(公財)復康会	H24.4.1
108	特定相談支援事務所ACE16	私	—	安久154番地の2	928-7066	株式会社 美緑	R7.2.1
109	相談支援事業所 ふあいん	私	—	東大場1丁目33-2	976-8386	(福)見晴学園	H26.4.1
110	ワークフェアみしま	私	20	西若町9-6	976-2545	(株)ワークフェア	H24.8.1
111	ワークライフみしま	私	20	寿町3-48アキタ第3寿ビル2階	994-9670	"	H28.3.1
112	ワークシフトみしま	私	20	寿町3-48アキタ第2寿ビル2階	943-7327	"	H25.10.1
113	いとしあ	私	20	寿町7-15	943-7327	"	R5.4.1
114	Lハート三島	私	15	寿町4-2-2F	955-9360	IFU(株)	R5.7.1
115	パオ・ポット	私	20	中島78-3	946-6165	(株)シンパシー	H25.2.1
116	アスマール	私	20	梅名445-2	955-7284	(株)アスマール	H25.10.1
117	スタジオアルテ	私	20	松本288-19	994-9831	(特非)エシカファーム	H29.8.1
118	スタジオパレット	私	20	八反畠102-7	994-9627	"	R5.7.1
119	共立福祉サービスセン ターひだまり	私	20	梅名594-1	939-5600	(医)社団静岡健生会	H29.1.1
120	就労継続支援B型事業所 ミストラル	私	35	平田115-7	955-5711	(特非)にじのかけ橋	H29.12.1

区分 No.	施設名	公私 の区分	定員	所在 地	電話	設置 経営 主體	認可 年月日
			3歳 未満児 3歳 以上児 計				
121	そおれ	私	20	東大場1丁目33-2	976-8388	(福)見晴学園	H30.4.1
122	ACE16三島	私	20	玉川341	939-6020	(株)美緑	H30.5.1
123	就労継続支援B型事業所 みんなのわが家	私	20	東本町1丁目13-18	983-1117	(特非)縁	R1.7.1
124	ルート	私	20	加茂川町22-2	955-6520	(一社)びとん	R2.4.1
125	サラダボウル	私	20	泉町9-48	953-9578	(特非)いきがい	R3.8.1
126	ベジレンジャー	私	20	若松町4633-1サンクレスト加茂F棟102	050-8887-9570	(株)ベジレンジャー	R5.5.1
127	SAG@SU～さ，が，す～	私	20	松本268-5	090-1725-9010	(株)NEXUS	R5.12.1
128	ONEGAME三島芝本町	私	20	芝本町5-34 KAWATABLD芝本町3階	080-5075-1768	加和太建設(株)	R6.2.1
129	デイブレイク静岡	私	20	芝本町5-34 KAWATABLD芝本町4階	939-7993	Daybreak(株)	R6.3.1
130	Start-Up	私	20	大宮町3-20-19石川ビル 2階	957-1066	(特非)いろは	R6.7.1
131	みらいカレッジ三島キャンパス	私	20	寿町2番16号 あなたのビル2階2F号室	957-7975	(一社)未来への架け橋	R7.1.1
132	ACE16三島安久	私	20	安久154番地の2	928-7188	(株)美緑	R7.2.1
133	グループホームやまと	私	24	字エビノ木4745	985-2600	(福)見晴学園	H18.10.1
134	グループホームなでしこ						
135	グループホームかりん						
136	グループホームかざま	私		青木8-1	976-1652		
137	オリーブ梅名	私	4	梅名585-2	977-2233	(福)静和会	H26.4.1
138	あそしえみしま	私	24	加茂川町4096-1 タプロコート101	957-2760	アソシエホールディングス(株)	R3.4.1
139	ソーシャルインクルーホーム三島長伏	私	20	長伏5-1	977-0300	ソーシャルインクルー(株)	R3.12.1
140	はるの陽	私	10	梅名330-3	080-5504-2512	(一社)はるの陽	R5.3.1
141	玉澍園	私	60	玉沢80	973-0011	(福)伊豆社会福祉事業会	S55.4.1
142	玉澍園2	私	20	〃	〃	〃	H24.7.1
143	御寿園	私	86	御園580	977-6200	(福)大乗会	S58.4.1
144	あかなすの里	私	50	玉川425-1	981-4816	(福)信義福祉会	H9.4.1
145	北上の郷	私	72	徳倉1148-2	980-5040	(福)栄幸会	H15.6.2
146	ふるさとの丘	私	50	徳倉208-1	988-3535	(福)福思会	H15.7.11
147	いづテラス	私	70	松本292-1	982-5111	(福)ウェルネスケア	H20.6.1
148	南二日町	私	80	南二日町5-41	983-1200	(福)華翔会	H27.7.1
149	玉沢昭寿園	私	50	玉沢90	975-3766	(福)伊豆社会福祉事業会	S48.4.1
150	ケアハウストマト館	私	20	玉川451	981-5902	(福)信義福祉会	H9.4.1
151	市老人福祉センター	公	—	川原ヶ谷839-1	971-0462	三島市 (福)三島市社会福祉協議会	S59.4.1
152	老人福祉センター ヴィターレ	私	—	佐野1150-1	987-2522	(福)静和会	H16.8.2
153	介護老人保健施設 梅名の里	私	100	梅名578	977-8686	〃	H12.4.1

区分 No.	施設名	公私 の区分	定員	所在 地	電話	設置 経営 主體	認可 年月日
			3歳 未満児	3歳 以上児	計		
154	ラ・サンテふよう	私	100	佐野1205-3	989-7000	(医)社団志仁会	H12.4.1
155	三島総合病院附属 介護老人保健施設	私	100	谷田字藤久保2276	983-6050	(独)地域医療機能推進 機構	H13.5.1
156	きたうえファミリー	私	9	徳倉1148-2	980-5299	(福)栄幸会	H15.6.2
157	みしまケアセンター そよ風	私	18	萩196-1	980-5422	(株)ユニマットリタ イアメント・コミュニ ティ	H15.8.1
158	グループホーム千草	私	9	徳倉3丁目6-16	986-6022	(有)エルダーハウス	H16.4.1
159	グループホーム 富南の郷里	私	18	安久660-10	982-1019	(有)富南	H17.3.1
160	グループホームみのり	私	18	南二日町650-1	975-7788	(有)ハーベストライフ	H17.11.15
161	グループホーム かもがわ	私	18	加茂川町3-32	976-4180	(株)日本ケアクリオ ティ	H17.11.15
162	グループホームひかり	私	18	徳倉3丁目1-51	988-6500	"	H18.3.15
163	きたうえファミリー アネックス	私	9	徳倉1148-2	980-5078	(福)栄幸会	H18.3.16
164	ニチイケアセンター 平田	私	18	平田47-2	991-8811	(株)ニチイ学館	H21.10.1
165	グループホームみのり天 神原	私	18	加茂川町4082-3	973-8787	(有)ハーベストライフ	R2.12.1
166	グループホームふれあい 三島二日町	私	18	南二日町6-21	975-7500	(株)在宅支援センター ふれあい	R5.4.1
167	小規模多機能ホーム すみれの郷	私	29	谷田695-7	972-7111	(医)社団静岡健生会	H21.5.1
168	小規模多機能型居宅介護 みのり	私	29	加茂川町4082-3	973-8787	(有)ハーベストライフ	R2.12.1
169	小規模多機能ホームふれ あい三島二日町	私	29	南二日町6-21	975-8060	(株)在宅支援センター ふれあい	R5.4.1
170	地域包括支援センター 三島	公	—	北田町4-47 (三島市役所 長寿政 策課内)	983-2689	三島市	H18.4.1
171	三島北地区 地域包括支援センター	私	—	芝本町12-6 (Mishima Trust Building202号室)	976-0234	(福)ウェルネスケア	R1.10.1
172	三島市北上地区 地域包括支援センター	私	—	佐野1205-3 (介護老人保健施設 ラ・サンテふよう内)	989-6500	(医)志仁会	H19.4.1
173	三島市錦田地区 地域包括支援センター	私	—	谷田字藤久保2276 (三島総合病院付属介 護老人保健施設内)	975-2424	(独)地域医療機能推進 機構	H19.4.1
174	三島市中郷地区 地域包括支援センター	私	—	梅名578 (介護老人保健施設梅 名の里内)	984-3777	(福)静和会	H19.4.1
175	市社会福祉会館	公	—	南本町20-30	972-3221	三島市 (福)三島市社会福祉協 議会	(開設) S49.7.1

生 活 保 護

生活保護の概要

平和で明るい家庭が突如働き手を失う、家族が大病を患うなどの不幸にみまわれ、自活ができなくなるという危機が、いつ私たちの身に降りかかるかわかりません。このように生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うのが社会保障制度の一つである生活保護です。

この制度は、日本国憲法及び生活保護法で規定する国民の生存権の保障を具体的に実現する制度で、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助長することを目的としています。

生活保護の扶助は、次の8種類です。

- | | |
|---------------|--|
| 1 生活扶助 | 衣食、光熱水費などの日常生活の費用 |
| 2 住宅扶助 | 家賃、地代などの住まいの費用（共益費・管理費は除く） |
| 3 教育扶助 | 義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用 |
| 4 医療扶助 | 病院や診療所での受診や薬局での薬代、治療材料や施術の費用 |
| 5 介護扶助 | 介護サービスを利用する費用や住宅改修・福祉用具を購入する費用 |
| 6 出産扶助 | 出産に要する費用 |
| 7 生業扶助 | 就職するために必要な技能や資格を取得するための費用、
高等学校などに就学するための費用 |
| 8 葬祭扶助 | 葬祭に要する費用 |



手続き方法

生活に困窮し、生活保護を受けようとする方は、最寄りの民生委員又は直接福祉事務所に相談してください。三島市福祉事務所の窓口は、福祉総務課保護係です。手続きの流れは以下のとおりです。

1 相談

生活に困っていて誰かに相談したい、生活保護について知りたいなど、お悩みやお困りごとがあれば、ご相談ください。お電話でも可能です。

2 申請

本人による申請が必要です。申請の意思があれば、だれでも申請ができます。事情により本人が申請することができないときは、親族による申請も可能です。

申請をされた場合、収入や資産の状況、住まいの状況等を確認できる書類について、ご提出いただきます。

3 調査

申請を受けて、保護が必要かどうか、必要な場合には保護費がいくら必要かを審査するため、以下のような調査を行います。

- ・訪問調査 … 住まいや生活状況等確認のため自宅訪問
- ・資産調査 … 銀行や生命保険会社、年金事務所等への資産調査
- ・扶養調査 … 親、子ども、兄弟姉妹等の親族への照会など

4 審査

提出された書類や調査結果を受けて、生活保護の利用が可能かどうかを審査します。

生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃額等をもとに国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と、「世帯の全収入（給与、年金、手当、仕送り等）」とを比較して、不足する生活費等を補う制度です。原則として、世帯単位で適用されます。

世帯の全収入が最低生活費より少ない場合、生活保護を利用できます。

この場合、不足分のみ保護費を支給します。

最低生活費	
世帯の全収入	保護費

5 決定

審査の結果、生活保護を利用できる（開始）か、利用できない（却下）かをお知らせします。原則として、申請があつてから14日以内（調査に時間を要した場合等には最長で30日以内）に書面をお送りします。

児童福祉

保育所等（保育所、認定こども園（保育園部）、小規模保育事業）

◎目的

保育所等は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする児童福祉施設です。

◎保育時間

保育時間 公立 平日 午前7：30～午後6：00

私立 平日 午前7：30～午後6：00

土曜保育 公立 午前7：30～午後5：00

私立 午前7：30～午後3：30

※ 園によって異なります。

◎保育所等の入所基準

児童の保護者が次の①～⑩までのいずれかの事由により、児童を保育することができないと認められることが必要です。

- ① 居宅外または居宅内で家事以外の労働をしている場合
(保護者の就労時間が月 64 時間以上)
- ② 妊娠中、または出産後間がない（出産予定月または出産月の前後3ヵ月）
- ③ 疾病・負傷または心身に障がいがある場合
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
- ⑤ 地震・風水害・火災などの災害復旧にあたっている場合
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている場合
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市長が認める場合

◎保育料

保護者の住民税額により、12 階層からなる徴収基準額表に基づき保育料が決まります。

3歳以上児（2号認定）の保育料については、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月1日から0円となっています。

◎入所の受付

新年度の入所申込みは例年10月初旬頃、年度途中の入所申込みは隨時、こども保育課こども保育係で受け付けします。



放課後児童クラブ

◎目的

下校時に、就労などの理由により保護者が家庭にいない小学校に入学している児童の安全な遊び場の確保と児童の健全育成を図る。

◎開所時間等

基本開所時間	平日	放課後	～ 午後 6 : 30
特別開所時間	土曜日	午前 7 : 30	～ 午後 6 : 30 ※別料金 (1回 400 円)
小学校長期休業期間			午前 7 : 30 ～ 午後 6 : 30
※別料金 (1回 100 円) で午後 6 : 30～午後 7 : 00 まで延長利用可能			

◎入会基準

三島市内に住所を有し、小学校に在学する児童であって、児童の保護者及び18歳以上65歳未満の同居（二世帯住宅や同一敷地内含む）の親族等が次の①～⑧までのいずれかの事由に該当することで、放課後に、家庭において児童の保育ができないと認められる場合を対象としています。

- ① 家庭外労働 昼間常に自宅の外で仕事をしている。
午後 1 時～6 時 30 分までの間に通勤時間を含んで 3 時間以上、且つ月に 16 日以上の勤務していること。
- ② 家庭内労働 昼間自宅の中で、常に児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている。午後 1 時～6 時 30 分までの間に 3 時間以上、且つ月に 16 日以上の勤務していること。
- ③ 出産 母親が妊娠中または出産後間がない。出産予定月の 3 ヶ月前から出産月の 3 ヶ月後以内であること。
- ④ 疾病・障害 疾病・負傷または心身に障害がある。
- ⑤ 看護・介護 長期にわたり疾病や心身に障害のある同居親族をいつも看護・介護している。
- ⑥ 災害復旧 地震・風水害・火災など災害の復旧にあたっている。
- ⑦ 就学 職業訓練学校等に通学し、通学時間を含み午後 4 時以降までカリキュラムを受講している。
- ⑧ その他 市長が特に児童クラブが必要であると認めた場合。

◎利用料金

月額 5,000 円 (8 月は 8,000 円)

※同一世帯同時入会 2 人目は半額、3 人目以降は無料

※別途児童クラブごとに会費を徴収させていただきます。

※非課税世帯・児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯については申請による減免あり

◎入会の受付

新年度の入会申込みは 12 月から、年度途中の入会申込みは隨時、各児童クラブで受付けします。

(株) トヨタエンタプライズ 三島市放課後児童クラブ運営事務局 ☎941-7601

こども家庭センター

全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に切れ目なく相談支援を行っています。

◎場所

- ・母子保健に関する相談 保健センター（健康づくり課内）
- ・児童福祉に関する相談 市役所本館 2階（こども未来課内）

◎相談を受けられる時間

月曜日から金曜日（祝日を除く。）午前8時30分から正午まで
午後1時から午後5時まで

◎相談の内容

- ・母子保健に関する相談
妊娠・出産に関する不安や、乳幼児期の育児に関する悩みなどについて、保健師や助産師が相談に応じています。
- ・児童福祉に関する相談
家庭や子どもに関する困りごと全般について、社会福祉士、子ども家庭支援員が関係機関と連携しながら相談に応じています。

◎相談方法

電話、来所、家庭訪問により、相談を受け付けています。また、自宅にいながら安心して相談できるよう、オンライン相談も行っています。

- ・母子保健に関する相談（電話番号 973 - 3700）
- ・児童福祉に関する相談（電話番号 983 - 2713）

※ 相談内容の秘密は厳守いたします。

三島市本町子育て支援センター

近年、少子化・核家族化の中で、子育て家庭の孤立を要因とする社会問題に対応し、子育て中の親同士の交流や学習・相談の場の提供と、子育てに関する様々な情報の提供を行い、子育て中の親の育児力を高めていくことが必要とされています。

当センターは、子どもたちが異年齢集団の中での遊びを通して、創造性、協調性、忍耐力、思いやりなど豊かな心を育むことで
きる場を提供するとともに、子育て支援ボランティアやサポートの養成並びに子育てサークルの育成と組織化を推進し、ファミリーサポート機能を位置付ける等、子育て支援の拠点施設です。



- | | |
|--------|---|
| ○所在地 | 三島市本町3番29号 本町タワービル4階 |
| ○施設面積 | 512.10 m ² |
| ○開所年月日 | 平成17年4月1日 |
| ○開所時間 | 午前9時～午後5時 |
| ○閉所日 | 毎週水曜日及び年末年始（12月29日～1月3日） |
| ○対象者 | 0歳児～小学生及びその保護者
(ただし、短時間保育室の利用は生後6ヵ月～小学校就学前の乳幼児) |
| ○主な事業等 | <ul style="list-style-type: none">・ 短時間保育室運営事業（利用は最長3時間、1人に付き1時間600円）・ 子育て支援センター事業（子育て相談、交流広場、子育てサークルの育成・支援ほか）・ ファミリー・サポート・センター事業 |

障害者総合支援法に基づくサービス

障がい児に対する福祉サービスは、障害者総合支援法に基づき、どの障がいの人も共通のサービスを受けることができます。障がい児の保護者がサービスを選択し、事業者との契約によって、福祉サービスを利用することができます。

◎介護給付

○居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。派遣時間やサービスの内容は、身体の状況や家庭の状況によって変わります。

○行動援護

自己判断能力が制限されたりすることにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険回避の援護などを行います。

○短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が一時的に介護できなくなった時に、施設等に短期入所して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



◎補装具費の支給

身体障害者手帳や難病のある障がい児で、障がいにかかる必要な補装具（補聴器、車椅子、装具等）の購入・借受け又は修理にかかる費用の支給を受けることができます。ただし、世帯の課税状況に応じて費用負担及び給付制限があります。

◎地域生活支援事業

○移動支援

屋外での移動が困難な障がい児について、外出のための支援を行います。

○日中一時支援

日中において監護する人がいない障がい児に対し、活動の場を提供し、宿泊を伴わない一時的な見守り等の支援を行います。

○日常生活用具の給付

在宅の身体障がい児等に対し、日常生活の便宜を図るために、障がいの内容や程度等に応じ日常生活用具（訓練いす・紙おむつ等）の給付を行います。ただし、世帯の課税状況に応じて費用負担及び給付制限があります。

児童福祉法に基づくサービス

障がい児に対する通所支援サービスは、平成24年4月の法改正により児童福祉法に一元化されました。療育の観点から児童発達支援事業所等における専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた場合、指定事業所との契約によって、通所支援サービスを利用するることができます。

◎通所支援

○児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

○放課後等デイサービス

授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

○保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

○居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援などを利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

○障害児相談支援

障害児通所支援を利用する児童に対して、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の検証等を行います。

その他の障害福祉サービス

◎ライフサポート事業

療育手帳の交付対象にならない発達障がい児難病患者等に対して、障害者総合支援法に基づくサービスの介護給付や地域生活支援事業に準じたヘルパー派遣、短期入所及びデイサービス等の福祉サービスを提供し、障がい児及びその家族の支援を行います。

◎軽度・中等度難聴児補聴器購入費等用助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器本体購入等の費用を補助することにより、早期に適切な補聴手段を用いた言語の習得やコミュニケーション能力の向上の促進、教育等における健全な発達を図ります。

里親制度

様々な理由で家庭環境に恵まれない子どもたちを一時的または継続的に預かり、温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようという制度で、保護者に代わって育ててくださる方を里親といいます。

里親には、委託期間や目的などにより4種類があります。

- | | |
|----------|---|
| 1 養育里親 | 要保護児童を養育する里親（一般的な里親） |
| 2 専門里親 | 専門的な支援が必要な児童等を養育する里親 |
| 3 親族里親 | 両親等が死亡、行方不明又は拘禁等の状態にある三親等内の要保護児童を養育する里親 |
| 4 養子縁組里親 | 養子縁組によって養親となることを希望する里親 |

◎里親になるには

里親になるためには、定められた書類により申し込み、審査のうえ適当と認められれば認定される事になります。里親の資格や要件について特別な定めはありませんが、下記のことが基準になります。

- 子どもへの理解と養育に対する熱意と愛情を持っていること。
- 心身ともに健康で、子供の養育に相応しい年齢であること。
- 経済・住居の状況に子どもの養育に支障のない程度のゆとりがあり、精神的にも物質的にも健全で、明るい家庭が営まれていること。

なお、里子の養育費については児童福祉法で定められた経費が、公費で支給されます。

- 受付相談窓口 こども未来課 こども家庭センター（電話番号 983-2713）
静岡県東部児童相談所（電話番号 920 - 2085）

女性相談

これまで夫婦間等のもめ事は「家庭内の問題」とされてきましたが、DV防止法制定により、DV被害者を保護し支援する窓口として平成14年4月より相談、助言を行っています。また、令和6年度からは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定により、DV被害者以外にも、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への相談、助言も行っています。

- 相談方法 来所相談 こども家庭センターでお話を聞きします。
電話相談（電話番号 983 - 2713）

- 場所 こども未来課 こども家庭センター

○相談を受けられる時間

- 月曜日から金曜日（祝日を除く。） 午前9時から正午まで
午後1時から午後4時まで

※ 相談内容の秘密は厳守いたします。

- 問題解決のために各機関と連携しています。

三島警察署、静岡県女性相談支援センターなど

未熟児養育医療費の助成

◎目的

身体の発達が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関での入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を市が負担する制度です。

◎対象者

三島市内に住所を有する乳児で、次のいずれかの症状を有し、医師が入院療育を必要と認めたもの

- ① 出生時体重が 2,000 g 以下の未熟児
- ② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

○一般状態

- ・運動不安、けいれんがあるもの
- ・運動が異常に少ないもの

○体温が摂氏 34 度以下

○呼吸器循環器系

- ・強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返す
- ・呼吸回数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか毎分 30 以下
- ・出血傾向が強い

○消化器系

- ・生後 24 時間以上排便がないもの
- ・生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの
- ・血性吐物、血性便のあるもの

○黄疸

- ・生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

◎助成の内容

入院治療における診察・医学的処置・薬剤または治療材料等が対象となります。

ただし、健康保険法で対象としている医療が給付範囲となりますので、おむつ代、差額ベッド代など保険対象外のものは自己負担となります。

子育てコンシェルジュによる相談

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう、子どもを産み育てやすい地域社会の実現に向け、子育てをサポートする体制を整えています。その一環として、地域の子育て支援事業等の利用が円滑にできるよう、子育ての何でも相談に応じるコンシェルジュを配置し、幼稚園・保育所等のご相談、各ご家庭に合った三島市等の子育て支援サービスをご案内し、安心してご利用いただけるようサポートしています。

○相談時間　　月曜日から金曜日（祝日を除く。）　　午前 9 時から正午まで
　　午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

○場所　　こども未来課　こども家庭センター

なお、親子が集まる本町子育て支援センター、保健センター、児童センターなどにも出向いて、子育て中の様々な心配や悩み、気になることなどの相談をお受けしています。

母子・父子福祉

家庭生活は常に健全性が維持されなければなりませんが、母子家庭・父子家庭にあっては、社会的、精神的、あるいは経済的に不安定な状況に置かれがちです。

そこで、児童の福祉面からは、よりよい環境の中で心身ともに健やかに育成されるために必要な保護、指導及び助成をすると同時に親自身に対しても自らが健康で文化的な生活を営み、その育児責任を果たし得るよう、必要な援助等を行っています。

なお、経済的援助のうち、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度については、62 ページをご覧ください。

母子保健事業

安心して出産し、子どもが健やかに生まれ育つために、各種健康診査・健康教育・健康相談・訪問等で親子の健康づくりと子育て支援を図ります。妊娠期から子育て期にわたり継続した相談支援を行います。

○連絡先 三島市立保健センター（健康づくり課）973 - 3700

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の福祉増進と子どもの健全な育成を図るため、個々の家庭に応じた相談、自立に必要な情報提供及び指導を行います。

○連絡先 こども未来課 こども未来係 983 - 2712

母子・父子福祉協力員

4名の協力員が母子・父子家庭の皆さんの身上相談などに応じています。

○連絡先 東部健康福祉センター 福祉課 920 - 2075

ひとり親家庭等の医療費助成制度

目的	市内に住所を有するひとり親家庭等の医療費の負担を軽減して、福祉の増進を図る
助成対象者	所得税非課税世帯で、20歳の誕生日の前日までの間にある児童を扶養している母とその児童・父とその児童または、両親のいない20歳の誕生日の前日までの間にある児童
助成対象額	保険診療による自己負担額
申請手続	ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書を提出（毎年6月に更新手続要）
申請場所	市役所 こども未来課
助成方法	診療時にひとり親家庭等医療費受給者証を提示する 助成額を申請時届け出の口座へ診療2ヵ月後の月末に振込 (自動償還方法)
申請時に必要なもの	申請者名義の預金通帳 医療保険の資格情報が確認できる以下のいずれかのもの（申請者と児童全員分） (1) 健康保険証 (2) 医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 (3) マイナポータルの健康保険情報を確認できる画面（郵送においては当該画面の写し） 個人番号（マイナンバー）が分かるもの（申請者と児童全員分）



第3期三島市子ども・子育て支援事業計画

三島市では、市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、教育・保育、地域の子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「第1期三島市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育施設の整備や地域の実情に応じた質の高い教育・保育の提供、さらには、子どもの育ちと子育てを地域全体で支援する各種子ども・子育て支援事業の充実を図るなど、様々な施策を計画的に推進してきたところです。

国では、令和5年4月に「こども基本法」の施行及び「こども家庭庁」を発足し、同年12月には「こども大綱」が示され、また、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況を踏まえ、令和6年4月には児童福祉法の一部を改正し、家庭及び養育環境の支援強化等が示されました。

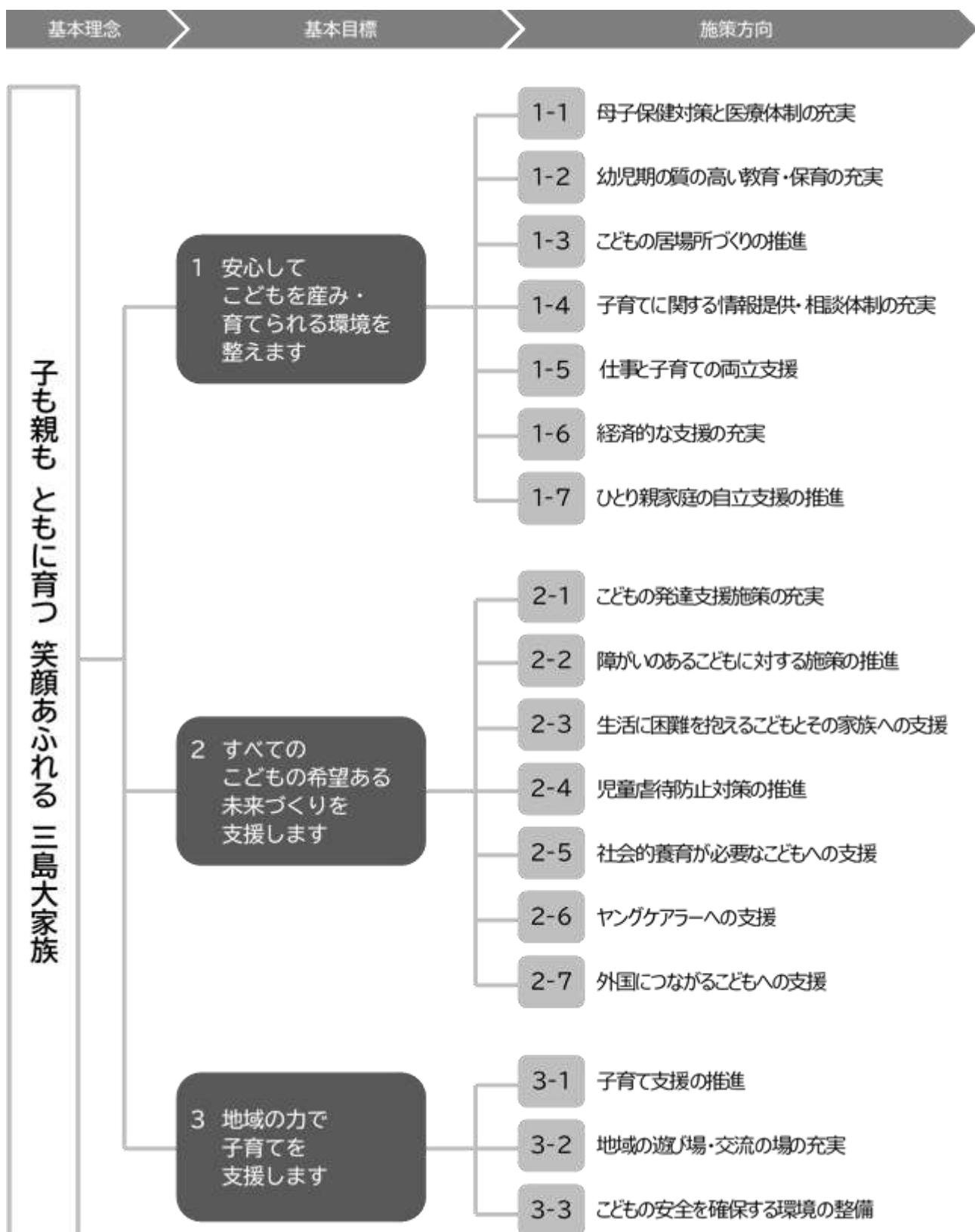
本市においても、令和5年10月に「こども家庭センター」を設置し、母子保健・児童福祉機能の切れ目ない相談支援を行うとともに、令和6年10月にはこども家庭庁が進める「こどもまんなか」の趣旨に賛同した「こどもまんなか応援サポートー」宣言を行うなど、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運の醸成に努めているところです。

このような状況を踏まえ、第2期計画での取り組みを検証し、引き続き子ども・子育て支援に関する取り組みを計画的に推進していくため、令和7年度を初年度とする「第3期三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもとその親の視点に立ち、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる施策の充実に努めてまいります。

計画の概念

- | | |
|-----------------------------|--|
| ◎計画の期間 | 令和7年度から令和11年度まで |
| ◎基本理念 | 「子も親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族」 |
| ◎基本目標 | |
| ○ 「安心して子どもを産み・育てられる環境を整えます」 | 安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産から子育て期まで、子どもの発育や成長段階に応じた支援が切れ目なく提供される仕組みを充実します。 |
| ○ 「すべての子どもの希望ある未来づくりを支援します」 | 未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大切にされ、健やかに成長できる社会の実現を目指します。 |
| ○ 「地域の力で子育てを支援します」 | 地域における子育て支援のネットワークづくりなどを通じて、すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域全体で子育て家庭を支援します。 |

施策の体系



子どもの貧困対策推進計画

◎策定の趣旨

すべての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望をもって成長できる社会の実現に向けて、関係部署や関係機関が連携して、子どもの成長を見守る仕組みを充実することを目的に、令和7年度からを計画期間とする「第3期三島市子ども・子育て支援事業計画」においても「子どもの貧困対策推進計画」を抱合する形で策定するため、令和5年度にも、小学5年生及び中学2年生とその保護者を対象に「子どもの生活実態調査」を実施しました。

◎計画の重点項目

- 1 生活の安定・養育環境の支援
- 2 教育・学習環境の支援
- 3 進学や生活への経済的支援
- 4 つながりによる支援とサービス情報周知の強化

◎計画に基づく主な事業

○子ども配食支援事業

市内在住のお子さん（3歳～中学3年生まで）がおり、経済的な理由や保護者の病気等により、食の支援が必要なご家庭へ、年間100回を上限に市内のお弁当屋さんが手作りしたお弁当を届けると同時に、その家庭が抱えている困りごとの相談を受けた上で必要な支援につなげていく事業です。

障害福祉サービス

手帳の交付

法に定められた障がいがあれば下記の手帳交付を受けて、各種福祉制度に活用できます。ただし、手帳がなくても利用できる制度もあります。

◎身体障害者手帳

身体に障がいのある方が身体障害者福祉法の定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもので、障がいの程度によって1級から6級まで区分されます。また、交通運賃割引等の区分のため、1種又は2種に分けられます。

- 申請 申請書、指定医師による「診断書」(各障がい部類ごとに診断書があります。)、写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽1枚）、個人番号カード、身分証明書
※ 申請書と診断書様式は、障がい福祉課窓口にあります。

◎療育手帳

知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助等を受けやすくなるために交付され、障がいの程度によってA又はBの2つに区分されます。また、交通運賃割引等の区分のため、1種又は2種に分けられます。

- なお、療育手帳に次期判定年月が指定されているときは、再判定を受けて頂きます。
- 申請 申請書、写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽1枚）、調査票
※ 申請書は、障がい福祉課窓口にあります。

◎精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいのある方が様々な福祉的支援を受けやすくなることを目的としたものです。障がいの程度によって1級、2級又は3級に区分されます。

対象となる方は、精神疾患有する者のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方です。

- 精神疾患には、統合失調症、うつ病、てんかん、中毒精神病等があります。
 - 精神障害者保健福祉手帳の有効期間は交付日から2年間です。有効期間を延長するには更新の手続きが必要となります。
- 申請 申請書、医師による診断書または精神障がいを支給事由とする年金証書の写し等（氏名、障害年金、年金番号の確認ができるもの）、写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽1枚）、個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
・写真貼付なしの手帳も交付できます。
※ 申請書と診断書様式は、障がい福祉課窓口にあります。

相談員の設置

障がいのある人、その家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行うため、次の相談員を委託し、様々な活動を行っています。

◎身体障害者相談員

○相談員 8名

※ 個々の相談に応じるほか、社会福祉会館で月1回相談会を開催しています。

◎知的障害者相談員

○相談員 3名

※ 個々の相談に応じるほか、社会福祉会館で月1回相談会を開催しています。

◎精神障害者相談員

○相談員 2名

※ 個々の相談に応じるほか、社会福祉会館で月1回相談会を開催しています。

◎障害者雇用相談員

○相談員 1名

※ 個々の相談に応じます。(予約制)

障害者総合支援法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づき、障がい種別（身体・知的・精神・難病）にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを地域で受けられます。

◎介護給付

○居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。障害支援区分1以上の人利用できます。

派遣時間やサービスの内容は、身体の状況や家庭の状況によって変わります。

介護保険該当者は、介護保険制度の訪問介護等をご利用いただけます。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者又は精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的に行います。

- ・障害支援区分4以上で二肢以上に麻痺があり、認定調査で「歩行、移乗、排尿又は排便」のいずれも「支援が不要」以外の人又は障害支援区分4以上で認定調査項目の「行動関連12項目」の合計点が、10点以上の人利用できます。

- ・介護保険該当者は、介護保険制度の訪問介護等をご利用いただけます。

○同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時において当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護を行います。

○行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険回避の援護などを行います。

- ・障害支援区分が3以上で認定調査項目の「行動関連12項目」の合計点が10点以上の人利用您的できます。
- ・介護保険該当者は、介護保険制度の訪問介護等をご利用いただきます。

○重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性がとても高い人に居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

障害支援区分6以上で意思疎通に著しい困難があり次のいずれかに該当する人が利用できます。

- ・重度訪問介護の対象者で四肢に麻痺があり、寝たきりで気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者と最重度知的障がい者
- ・認定調査の「行動関連12項目」の合計点が10点以上の人

※ 介護保険該当者は、介護保険制度の訪問介護等をご利用いただきます。

○短期入所（ショートステイ）

- ・自宅で介護する人が一時的に介護できなくなった時に、施設等に短期間入所して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ・障害支援区分1以上の人利用您的できます。
- ・介護保険該当者は、介護保険制度の短期入所をご利用いただきます。

○生活介護

- ・常に介護を必要とする人に、おもに日中に施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護等や創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。
- ・障害支援区分3（50歳以上なら区分2）以上の人利用您的できます。
- ・介護保険該当者は、介護保険制度の通所介護をご利用いただきます。

○施設入所支援

- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間や休日における日常生活の支援を行います。
- ・生活介護の場合、障害支援区分4（50歳以上なら区分3）以上の人利用您的できます。

◎訓練等給付

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- ・自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練を行います。

○就労移行支援

- ・一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。企業等への雇用や在宅での就労等が見込まれる、主に65歳未満の人が利用您的できます。

○就労継続支援（A型＝雇用型 B型＝非雇用型）

- ・一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○就労定着支援

- ・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問などにより必要な連絡調整や指導・助言などを行います。

○共同生活援助（グループホーム）

- ・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

○自立生活援助

- ・障害者支援施設や共同生活援助などを利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人に、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、地域生活の支援を行います。

◎地域相談支援給付

○地域移行支援

障害者支援施設に入所又は、精神科病院に入院している障がいを持つ人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

○地域定着支援

居宅において単身で生活する障がいを持つ人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談その他必要な支援を行います。

◎計画相談支援給付

障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成します。また、サービスの利用状況、心身の状況、環境等を勘案し、定期的にサービス等利用計画の見直しを行います。

◎補装具費の支給

身体障害者手帳又は難病のある方に対し、身体上の障がいを補うため、障がいの内容や程度により、補装具（補聴器・義足・義手・車椅子等）の購入・借受け又は修理にかかる費用の支給を行います。

ただし、障がい者とその配偶者の課税状況に応じて、費用負担及び支給制限があります。

更生相談所等で判定を受けることが必要な場合があります。介護保険該当の方は、介護保険で給付される品目については、介護保険制度が優先となります。

◎地域生活支援事業

○移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

○日中一時支援

日中において監護する人がいない障がいのある人に対し、活動の場を提供し、宿泊を伴わない一時的な見守り等の支援を行います。

○相談支援

障がいのある人、その家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

※ 相談支援事業所等（直接相談ができます。）

- ・三島市基幹相談支援センター（三島市北田町4-47）TEL055-983-2781
開所時間：10：00～16：00
- ・サポートセンター「ひまり」（三島市一番町7-19高野ビル4F）TEL055-991-1180
- ・相談支援事業所「ふあいん」（三島市東大場1-33-2）TEL055-976-8386
- ・相談支援事務所「リベルテ」（田方郡函南町平井717-2）TEL055-978-4187
- ・相談支援事業所「ステップ」（三島市八反畠102-7）TEL055-941-8200
- ・地域生活・就労サポートセンター「けるん」
(三島市川原ヶ谷85-3) TEL055-976-0966
- ・自立生活センター「アシストMIL（ミル）」（三島市西本町10-26）TEL055-976-3432

○日常生活用具の給付

在宅の身体障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの内容や程度等に応じ、日常生活用具（特殊マット、ストーマ用装具等）の給付を行います。ただし、障がい者とその配偶者（障がい児においてはその世帯）の課税状況に応じ、費用負担及び給付制限があります。また、介護保険該当者の方は、介護保険で給付される品目については、介護保険制度が優先となります。

○手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

○自動車運転免許取得費の助成

自動車を利用して社会参加が見込まれる身体障がい者で、運転免許を取得する者に対し、取得費の一部を助成します。（要事前相談：所得制限があります。）

○身体障害者自動車改造費助成

肢体不自由を有する身体障がい者（上肢・下肢・体幹の機能障害で1級又は2級該当者）が所有し、運転する自動車の駆動装置等を改造する費用の一部を助成します。（要事前申請：所得制限があります。）

○訪問入浴サービス

重度の心身障がい等のため居宅の入浴設備では、入浴をすることが困難な障がい者に対し、入浴サービスを提供します。

○食事サービス

在宅の単身又はこれに準ずる重度身体障がい者に対し、昼食を配達することにより、障がい者の食生活の改善と安否の確認を行います。

市は、昼食代金の半額を負担します。

○訪問理美容サービス

理容院・美容院に出向くことが困難な在宅の重度身体障がい者に対し、年4回理容師・美容師を派遣します。利用者は、通常の料金を支払い、市は、訪問に係る費用を負担します。

○重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

意思の疎通が困難な障がい者及び障がい児が精神科病院を除く医療機関に入院した場合に、本人との意思疎通を十分に行うことができる者を派遣し、円滑な医療行為が行えるよう支援します。

○地域活動支援センター

障がい者及び障がい児（15歳以上）に対し、創意的活動の機会の提供又は生産活動の機会の提供、生活に関する相談等を行います。

- ・地域生活支援センター「ふれあい沼津」（沼津市本字下一丁田 897） Tel055 - 954 - 2735
- ・地域活動支援センター「やまいも俱楽部」

（御殿場市保土沢 1080 - 78） Tel0550 - 80 - 0557

その他の障害福祉サービス

◎ライフサポート事業

療育手帳の交付対象とならない発達障がい児（者）難病患者等に対し、ヘルパー派遣、短期入所、デイサービス等の福祉サービスを提供する事業です。

◎心身障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が、生存中に一定の掛金を納めることにより、自身が万が一、死亡又は重度障がい者になったときに、残された障がいのある人に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

○加入できる保護者

県内に在住で、加入時に特別な疾病または障がいがなく、次の①～③までのいずれかに該当する心身障がい者（児）を扶養している 65 歳未満（年齢は毎年 4 月 1 日現在）の方

- ① 知的障がいがある。
- ② 身体障害者手帳 1 ～ 3 級までに該当する障がいがある。
- ③ 精神または身体に永続的な障がいのある人で①又は②と同程度の障がいがある。

○加入者掛金

加入時の年齢によって金額が変わります。また一定の条件を満たした人に対して掛金の減免もあります。

◎聴覚障害者等メール 119 番システム

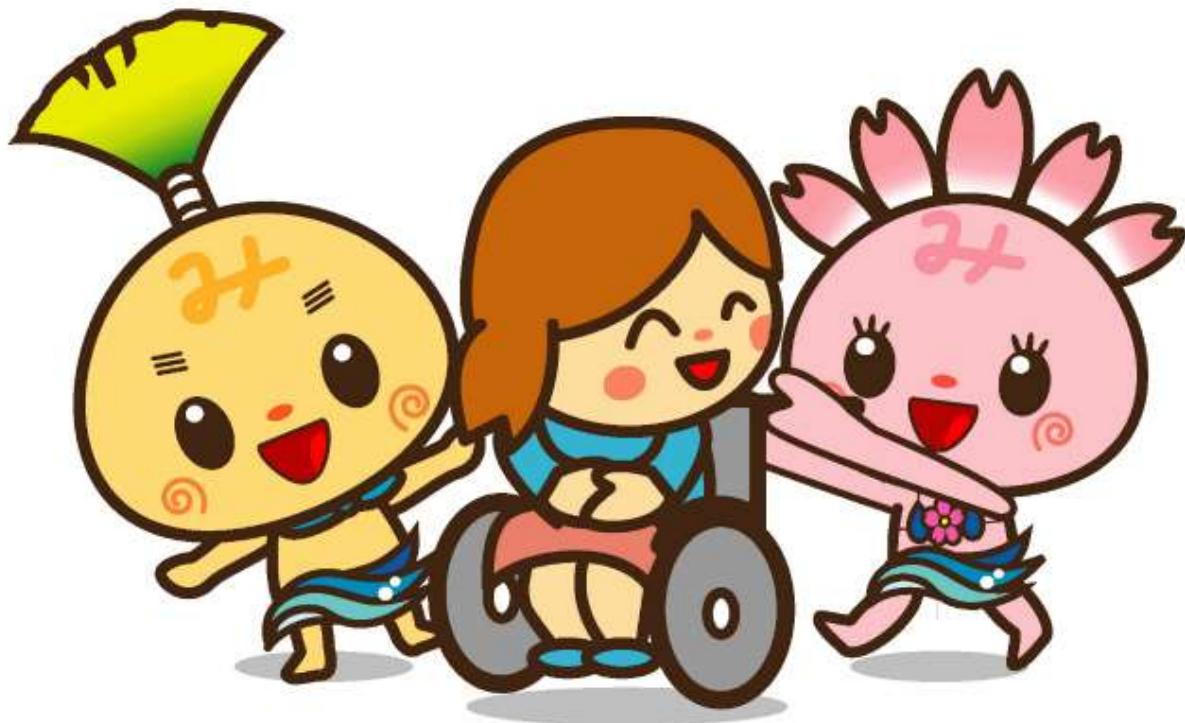
聴覚・音声・言語障がいの身体障害者手帳をお持ちの方が消防センターに携帯電話のメールアドレスを登録し、火災や救急などの通報がメールを利用してできることにより、聴覚障がい者等の生活の安全を図ります。

◎NET119 緊急通報システム

声による 119 番通報が困難な聴覚・音声・言語障がいの身体障害者手帳をお持ちの方が携帯電話やスマートフォンから位置情報を利用して 119 番通報をすることができるシステムです。携帯電話やスマートフォンの web (インターネット) 機能を通じて簡単な画面操作で 119 番通報をすることにより、生活の安全を守ります。利用にあたっては、富士山南東消防本部にて事前の登録が必要です。

◎難病患者介護家族リフレッシュ事業

在宅で人工呼吸器を使用しているか又は気管切開で頻繁に吸引が必要な特定疾患患者・指定難病患者・小児慢性特定疾患患者・筋ジストロフィー患者及び重症心身障害児（者）に対し、指定訪問看護を2時間実施した後、引き続き同内容で実施する滞在型の訪問看護の実施、又は学校への登下校時や在校時医療的ケアを必要とする小学校、中学校又は義務教育段階の特別支援学校に就学している児童生徒に対し、主治医の指示に基づく看護を実施するための費用の一部を助成し、介護に従事している家族の介護負担軽減を図ります。



障がい者等各種援護一覧表

種 別	内 容	対 象 者	窓 口
運 賃 割 引	J R ・ 県内一部 私鉄運賃	1種：本人、介護者ともに普通運賃・急行料金・回数券・定期券が5割引（本人単独利用の場合は2種に準ずる。） 2種：片道100kmをこえる場合、本人の普通運賃5割引、本人が12歳未満の場合、本人と介護者の定期券5割引（小児定期券は割引対象外）	身体障害者手帳・療育手帳を所持する者 精神障害者保健福祉手帳のうち、第一種または第二種の記載があり、かつ写真の貼り付けのある者 手帳を発売窓口に提示
	県内一部 私鉄運賃	1級：本人、介護者ともに普通運賃、定期券が5割引 2級、3級：本人のみ普通運賃、定期券が5割引（12歳未満の場合は、介護者も対象）	精神障害者保健福祉手帳を所持する者 手帳を発売窓口に提示
	県内バス 運賃	1種：本人、介護者ともに運賃5割引 2種：本人のみ運賃5割引 定期券は1種、2種とも3割引（1種のみ介護者も3割引）	身体障害者手帳・療育手帳を所持する者 手帳を発売窓口に提示
	県内バス 運賃	本人のみ普通運賃が5割引、定期券が3割引（中学生以上）	精神障害者保健福祉手帳を所持する者 手帳を窓口等に提示
	航空運賃	12歳以上の場合、本人、介護者ともに割引制度あり ※航空運送事業者、路線により対象者や割引率等は異なります。	身体障害者手帳・療育手帳を・精神障害者保健福祉手帳（写真付きのものに限る）を所持する者 各航空会社又は代理店
	タクシー 運賃	メーター料金の1割引	身体障害者手帳・療育手帳を所持する者 手帳を運転手に提示
税 金 関	所得税	特別障害者（身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級） ：所得控除額 400,000円 (扶養者と同居の場合 750,000円) その他の障害者（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級、3級） ：所得控除額 270,000円	障がい者本人又は扶養者 税務署
	県・市民税	特別障害者 ：所得控除額 300,000円	障がい者本人又は扶養者 課税課 市民税係

		(扶養者と同居の場合 530,000 円) その他の障害者 ：所得控除額 260,000 円		
種 別		内 容	対 象 者	窓 口
税 金 関 係	自動車税、 自動車取 得税	本人所有で、本人または生計同一者、常時介護者（障がい福祉課で生計同一証明書等※発行）が運転し、当該障がい者の用に供する自動車 自動車税：減免限度額 45,000 円 自動車取得税 ：減免限度額 課税標準額に自動車取得税率を乗じて得た額 ※精神保健福祉手帳の場合は東部保険福祉センターで発行	身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳を所持する者（障がい、等級等に制限がある。）	静岡県 財務事務所
	軽自動車税	本人所有で、本人または生計同一者、常時介護者（障がい福祉課で生計同一証明書等※発行）が運転し当該身体障がい者の用に供する軽自動車 ：全額免除 ※精神保健福祉手帳の場合は東部保険福祉センターで発行	身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳を所持する者（障がい、等級等に制限がある。）	課 税 課 庶 務 係
	相続税	相続によって財産を取得した法定相続人の障害者 ：200,000 円（特別障害者） 又は 100,000 円（普通障害者） ×（85 歳—相続時の年齢） ＝ 税額控除額	各障害者手帳を所持する者（85 歳未満の者）	税 务 署
	贈与税	贈与によって財産を取得した障がい者信託受益権による価額 6,000 万円（特別障害者）又は 3,000 万円（特別障害者以外）までは非課税	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者	税 务 署
	事業税	あんま、マッサージ業等、全額免除	両眼視力の和が 0.06 以下の視覚障がい者	静岡県 財務事務所

種 別		内 容	対 象 者	窓 口
自動車 関 係	特別駐車 許可	警察に申請し許可されると駐車禁止区域内でも他の交通のさまたげにならないかぎり駐車できる。	おおむね身体障害者手帳の等級が 視覚障がいの場合…4 級以上 聴覚障がいの場合…3 級以上 下肢障がいの場合…4 級以上 上肢障がいの場合…2 級以上	警 察 署

			体幹・内部障がいの場合 …3級以上 療育手帳…A・精神障害者 保健福祉手帳…1級	
種 別	内 容	対 象 者	窓 口	
自動車関係	有料道路割引	身体障がい者自らが運転する場合及び重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者を乗せて介護者が運転する場合、5割引	身体障害者手帳又は療育手帳（A）所持者	障がい福祉課 障がい福祉係
医 療	自立支援医療 (更生医療)	身体障害者手帳の障がいに関する手術、その他医療によって障がいの維持・軽減ができ、職業上又は日常生活上効果が見込まれると医師が認めたもので、指定医療機関において治療を受けた場合の医療給付（原則1割負担）	身体障害者手帳を所持している満18歳以上の者	"
機 関	自立支援医療 (育成医療)	身体障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して指定医療機関において提供される生活能力を得るために必要な医療給付（原則1割負担）	身体障がいを有する18歳未満の児童	"
	自立支援医療 (精神通院医療)	精神科に係る指定医療機関において、通院で治療を受けた場合の医療給付（原則1割負担）	通院による治療を継続的に必要とする精神障がいを有する者	"
N H K 受 信 料	全額免除	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合		"
	半額免除	視覚障害・聴覚障害による身体障害者手帳、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者が世帯主の場合		"

指定生活介護事業所

三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里

○所在地	三島市新谷 175 番地の 1
○電話番号	971-1354
○FAX番号	971-1361
○設置主体	三島市
○運営主体	(福) 見晴学園
○事業開始年月日	
・昭和 44 年 4 月 1 日	精神薄弱児通園施設として開所
・昭和 57 年 4 月 1 日	精神薄弱者通所更生施設として発足
・平成 15 年 4 月 1 日	指定知的障害者通所更生施設へ移行
・平成 24 年 4 月 1 日	指定多機能型事業所（指定生活介護事業及び指定就労移行支援事業）へ移行
・平成 27 年 6 月 1 日	日中一時支援事業開始
・平成 30 年 3 月 31 日	指定就労移行支援事業廃止
・令和 5 年 4 月 1 日	指定管理者制度を導入

◎目的

指定障害福祉サービス事業の生活介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保する。

◎支援内容

○生活介護事業

障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、通所により給食、介護サービスや訓練、創作活動、生産活動等を行い、心のリフレッシュを図ると共に、充実した生活が送れるよう支援する。

○日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を提供し、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な見守り等の支援をする。また、利用者の家族の就労支援及び一時的負担軽減を図り家族へ支援をする。

◎定員

○生活介護事業 30 人

○日中一時支援事業 通常 10 人、緊急 2 人



発達支援

発達支援体制整備

平成30年度より、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制づくりを目的に療育支援室から発達支援課に名称を変更しました。従来、療育支援室で行っていた発達や成長について配慮が必要な就学前の子どもとその保護者を対象とした、相談や親子教室の開催、児童発達支援事業所「にこパル」の運営、幼稚園・保育園等との連携や、支援者対象の研修会の開催等に加え、将来的には、学齢期以降、成人までの相談対応を目指します。平成30年12月に、発達支援センター業務を開始しました。今後も引き続き、発達支援体制の整備などを行ってまいります。

◎児童発達支援事業

平成28年4月より、三島市児童発達支援事業所「にこパル」を開設。

令和3年4月からは事業所を錦田こども園内に移転し、発達支援センター、錦田幼稚園、錦田保育園と連携した支援体制を構築し、ソーシャル・インクルージョン（※1）を体現する施設を目指しています。

※1 全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

【三島市児童発達支援事業所「にこパル」概要】

◎目的 小集団の中で日常生活を送る上で必要となる行動や対処の仕方、友達との関わり方などを学び、自分で「わかる」、「できる」の体験を積み重ねることで、社会参加や自立に向けた「生きる力」を育みます。
子どもの豊かな成長や発達にむけて、それぞれに合った言葉かけや関わりを、保護者の方と一緒に考えていきます。安心して子育てができる環境づくりをめざします。

◎対象 心身の発達に個別の配慮が必要な3歳～就学前の幼児

◎所在地 三島市谷田271-1 (錦田こども園内)

◎定員 1日 24名

◎時間 平日 9:00～14:00

◎利用料金 利用者が属する世帯の納税額に応じて月額上限額が設定されます。
※無償化対象です。（各月教材費、行事費などは別途集金します。）

◎昼食 弁当持参

◎送迎 保護者による送迎（駐車場完備）

◎利用にあたって

「通所受給者証」が必要となります。
手続きの詳細については、お問い合わせください。

◎日中一時支援事業

令和5年5月から、保護者の子育て支援の一環として、日中一時支援事業を実施しています。

- ◎目 的 保護者の子育て支援の一環として、にこパル利用児の家族の就労支援及び一時的な休息を図り、利用児及びその家族の福祉の向上を図るため
- ◎時 間 児童発達支援事業終了後～午後5時
- ◎場 所 児童発達支援事業所「にこパル」教室
- ◎利用料金 三島市日中一時事業補助基準額表に基づく事業単価の額の1割が自己負担となります
- ◎定 員 5人
- ◎利用対象児 三島市児童発達支援事業所「にこパル」の利用児
- ◎実施する日 月曜日～金曜日 にこパルの開所日
※ただし、下記は除く
園行事がある日及び園長が定めた日（はじまりの式・おわりの式・卒園式・職員会議・運動会・参観日・職員研修・長期休みなど）
- ◎利用にあたって
「地域生活支援事業受給者証」が必要となります。
手続きの詳細については、お問い合わせください。

◎相談支援

発達支援課では、各専門職が、発達に不安がある子どもとの関わり方や日常生活に生きづらさや困難を抱えている方などの発達全般に関する相談を受けています。

臨床心理士・保健師・保育士・社会福祉士・指導主事のほか、言語聴覚士による言語相談や作業療法士によるからだの動きに関する相談を予約制で実施しています。

令和6年度も引き続き早期発見、早期療育の観点から、学齢期までの相談支援を充実させます。

◎教室支援

市内に在住する就学前の発達に配慮が必要な子どもとその保護者を対象に、親子教室等を開催し、より良い発達を促し、その子らしく成長するための指導・助言を行っています。

○ぱんだ教室

主に2歳児とその保護者を対象とした親子教室です。

教室を通して、生活と遊びの経験を繰り返すことで基本的な生活習慣、人、物、活動への興味を広げるとともに親子の関わり方と一緒に考えていきます。

○こあら教室

未歩行の子どもとその保護者を対象にした親子教室です。ムーブメントプログラムを取り入れ、ふれあい遊びや運動遊びを通して親子での関わりを支援します。

○らいおん教室

幼稚園等に通園し、発達支援課で相談を受けている年長児を対象に「ごっこ遊び」を中心とした活動を行い、対人関係や社会性を育みます。

○親子スポーツレクリエーション教室

運動や集団での活動に苦手さがあり、発達や成長に配慮が必要な幼児を対象に、小さな集団の安心できる環境の中で、運動や遊びを通じて、社会性やコミュニケーション力の向上を図ります。保護者も一緒に参加運動し、子どもに対する関わり方を学びます。

◎地域支援

三島市の各機関との連携を取ることで、支援や配慮が必要な子どもが地域の中でいきいきと生活ができ、親が安心して子育てができる環境を提供していきます。

- ・幼稚園・保育園への巡回相談
- ・母子保健等との連携

○小中学校との連携

発達支援課指導主事が、青少年相談室指導主事や学校教育課指導主事、小・中学校教員や巡回相談員等と連携し、就学や学校生活において支援の必要な児童、生徒に対応します。について情報共有を図ります。

○子育て応援教室「ぽかぽか」

子どもの発達や子育てに共通の課題を抱えている保護者同士が、悩みを共有することで、個々人が前向きに育児に取り組む意欲をもてるようになることを主な目的とした講座です。子育てに関するテーマについて学び、話し合い、悩みを共有することで、個々人が前向きに育児に取り組む意欲をもてるよう支援します。

○保護者交流事業「わたぼうしの会」

遺伝的疾患、脳神経系の疾患、運動発達・精神発達の遅れがあり、障害（疑いを含む）がある子どもを養育する保護者に対し、同じような悩みをもつ保護者と交流する場を設けることにより、地域での孤立防止や不安軽減を図ります。

○「すくすくファイル」の配布

子どもの成長を記録していくための「子育て記録」として、また、成長する過程の中で、継続した支援を受けられるようにするための「サポートファイル」としてもご活用いただけます。成長段階に応じて、健康や成長の相談するとき、幼稚園・保育園や学校等での情報共有をするときに「記録で伝える」ファイルとしてご活用ください。発達支援課、健康

づくり課、こども未来課にて希望者に配布しています。

◎通所支援

発達に特徴や心配のある児童及びその保護者等に対して、民間事業所が連携して、切れ目のない発達支援体制を構築するため、市内障害児相談支援事業所、市内障害児通所支援事業所を対象に三島市民間事業所連携会議を開催しています。



高齢者福祉

高齢化の進展に伴い、高齢者の社会参加の促進や地域で孤立しないための相談体制、生活支援サービスの充実が求められるなか、高齢者が地域で安心して生きがいをもって生活できるように、「三島市高齢者保健福祉計画」に基づき、各種の福祉サービスや敬老事業などの高齢者福祉施策の推進を図ろうとするものです。

計画を達成するための分野別施策

◎高齢者の生きがいづくりの推進

○生きがいづくり活動の促進

高齢者の心身の健康の維持・向上と活力ある地域社会を創るため、多様化する高齢者のニーズに対応した社会参加の機会と場を提供

○スポーツ・生涯学習活動の促進

生涯学習や高齢者向けのスポーツ、レクリエーションなど、学びを通じた生きがいの創出につながる活動を促進

○就労等への支援

高齢者の生きがいづくり、健康保持のため、年齢にかかわりなく能力を活かし働くことができる社会を目指し、シルバー人材センターなどの民間の活動も活用するなかで就労等を支援

◎地域生活を支える体制の整備

○地域での生活の継続に向けた支援

住み慣れた地域で高齢者が今後も安心して暮らせるよう生活支援サービスの提供

○住環境整備の推進

高齢者が住みやすい安全なまちづくりを進め、住まいの整備促進や、防犯、交通安全対策等の事業促進

生きがい対策

◎敬老事業

77歳、88歳の方には祝金10,000円を、100歳の方には祝金50,000円を贈呈し敬老の意を表します。

◎老人クラブ

各地域の活動を通じて、孤独感をなくし、生きがいのある仲間づくりを支援します。

また、人生経験を生かし地域社会に協力しながら、後輩の指導と高齢者相互の支え合いの力を高めています。

○老人クラブの主な行事

- ・芸能祭
- ・寿大学
- ・社会奉仕活動
- ・友愛活動



- ・技能作品展
- ・ボッチャ大会
- ・輪投げ大会
- ・グラウンドゴルフ大会

◎シルバー人材センター

○所在地 三島市大宮町2丁目3番35号 三島市高齢者いきがいセンター内

○どのような組織か

働きたい、何らかの収入を得たい、長年培ってきた経験や技術を活かしたいという健康で働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供する組織です。

○入会の手続

市内に住む概ね60歳以上の方で、働く意欲のある健康な人ならば、誰でも入会できます。また、あらかじめ希望する仕事を登録しておきます。

○仕事の提供

仕事は、家庭・企業・公共団体からシルバー人材センターで請け負い、会員に紹介します。会員は自分に合った仕事を選んで働くことになります。

高齢者のための福祉サービス

◎介護予防や生活支援のサービス

○生きがい教室事業

高齢者を対象に、西小学校、東小学校、南小学校の余裕教室、中郷小学校の放課後児童クラブ室や錦田小学校の地域開放教室の他、北上高齢者すこやかセンターでレクリエーション等を行い、生きがい活動を支援します。

○緊急通報システム

緊急通報装置の設置を行うひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、2,000円（住民税が非課税である世帯の場合は4,000円）を補助します。

○高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者専用の市営住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣して、相談や安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応のほか、関係機関との連携調整など、安全で快適な在宅生活を支援します。

○寝具類クリーニング費用助成事業

75歳以上の単身高齢者及び高齢者世帯、又は要介護3以上の人で、市県民税非課税世帯の人の寝具類のクリーニング代を一部補助します。クリーニング店が受け取りに伺い、洗濯した後お届けします。

○高齢者バス等利用助成事業

前年度1月1日現在三島市に住民登録があり、年度末までに70歳以上になる人に、市内の全ての路線バス及び伊豆箱根鉄道駿豆線で利用できる「100円券」30枚（一冊）を給付し、外出支援と社会活動への参加、循環バス等の利用促進を図ります。なお、年度末までに75歳以上になる人は、指定する事業者のタクシーでも利用できます。

○高齢者くらし相談事業

高齢者やその家族等の方々が悩みごとや困りごとを気軽に相談できる場所の提供を目的とした高齢者くらし相談室（街中ほっとサロン）を開設しています。

○認知症高齢者等見守り登録事業

認知症等で行方がわからなくなるおそれのある人に対し、登録制でQRコードシールを配付し、市・警察・各地域包括支援センターが情報を共有して行方不明時の早期発見につなげます。

○認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症高齢者等見守り登録事業に登録された認知症の方が起こした事故により法律上の損害賠償責任を負った場合、1億円を限度に補償します。保険料の個人負担はありません。

◎介護を要する方へのサービス

○訪問理美容サービス事業

寝たきり等で理美容院に行くのが困難な高齢者に対し、市と契約した理美容院が自宅まで出張します。市は、理美容師の交通費を補助します。

- ・1回 1,527円 年間4回（利用料は、自己負担）

○緊急ショートステイ事業

要介護、要支援相当等で緊急に措置が必要な高齢者を、特別養護老人ホームで一時的にお世話をします。

◎介護家族への施策

○在宅寝たきり老人等介護者手当

各種手当て制度の項目に記載しています。

○介護者はり灸マッサージ治療費助成事業

介護度1以上の者の親族で常時介護している方と介護度1以上の者と同居し在宅で常時介護している方に対し、はり灸マッサージの治療費助成券を交付します。

- ・1枚 1,000円（1回の施術につき3枚が上限） 年間6枚



介 護 保 険

我が国は、「超高齢・人口減少社会」に突入しましたが、本市においても、総人口が徐々に減少するなかで、高齢化率は上昇し続けることが見込まれており、令和7年3月31日現在の高齢化率は30.9%となり、人口の3割が高齢者という状況にあります。

さらに、2040年にはいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上になるほか、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化がさらに進展する一方、労働人口の減少は顕著となる見込みです。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されます。

こうしたなか、今後の介護保険制度のあり方を考えたとき、高齢者が要介護状態とならず生き生きと暮らすこと、また、要介護状態になっても重度化を防ぎ自立した生活を送ることができる介護予防の推進体制の確立が重要となります。

地域に生きる一人一人が尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指すことを目的として、令和2年6月、社会福祉法、介護保険法、老人福祉法などの改正を含む「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、また、令和5年6月には認知症の人が尊厳を持って社会の一員として自分らしく生きるための支援や、認知症予防のための施策を定めるための、「認知症基本法」が成立しました。

このような社会保障制度の見直しを受け、本市では、前期計画の取組の実績や課題を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）を計画期間とする「第10次三島市高齢者保健福祉計画・第9期三島市介護保険事業計画」に基づき、施策の推進を図っています。

計画を達成するための分野別施策

◎高齢者の生きがいづくりの推進

○生きがいづくり活動の促進

高齢者の心身の健康の維持・向上と活力ある地域社会を創るために、多様化する高齢者のニーズに対応した社会参加の機会と場を提供

○スポーツ・生涯学習活動の促進

生涯学習や高齢者向けのスポーツ、レクリエーションなど、学びを通じた生きがいの創出につながる活動を促進

○就労等への支援

高齢者の生きがいづくり、健康保持のため、年齢にかかわりなく能力を活かし働くことができる社会を目指し、シルバー人材センターなどの民間の活動も活用するなかで就労等を支援

◎健康づくりと介護予防の充実

○健康づくりの推進

高齢者が健康を維持して暮らしを継続するため、生活習慣病や、骨折・認知症などの老年症候群の予防と早期発見・治療に向けた正しい知識や情報の提供や各種健診の実施、また、こころの健康づくりの普及啓発などの取組を充実

○介護予防事業の推進

高齢者ができる限り自立した生活を送れるように、早い段階から支援することを目的に介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を中心とした介護予防を推進

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

医療、介護、保健などのデータを一体的に分析し、後期高齢者への重症化予防、フレイル予防訪問を実施するとともに、通いの場を活用した社会参加を含むフレイル予防などの保健事業を展開

◎地域生活を支える体制の整備

○支え合う地域づくりの推進

生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じて、生活支援体制の整備や地域での見守りなど、地域ならではのサービスの開発や生活支援サービスを必要としている高齢者にサービスを迅速・適切に提供

○地域での生活の継続に向けた支援

要介護高齢者の暮らしを支える家族に対して、在宅介護を行う上で必要な知識や情報を提供するとともに、介護者の孤立を防ぐ取組や介護にかかる経済的負担を軽減する取組などを継続実施

また、ヤングケアラー、高齢者介護と育児や障がい児者の介護を担うダブルケア世帯、8050世帯などの家族に対しても、こども家庭センターや障がい者基幹相談センターなどの関係機関と連携しながら必要な介護サービス利用につながるよう支援

○住環境整備の推進

介護が必要になっても、安心して暮らしの継続ができる住まいの確保や、防犯、交通安全など安心・安全な生活環境の整備を他分野の連携により推進

○災害・感染症対策に係る体制整備

災害や感染症に備え、関係機関と連携し、平常時から体制を整えておくことの重要性を改めて周知し、発生時に適切な対応ができるよう取組を推進

◎多分野連携による包括的支援体制の強化

○相談・支援体制の強化

複雑化・複合化する高齢者の生活課題に対し、地域の総合相談窓口である地域包括支援センターをはじめとする各分野の多機関が連携し支援する体制を強化

○在宅医療・介護の連携推進

医療や介護の多職種・多機関が共通の認識を持ち、医療と介護の一体的な提供体制構築に向けた連携体制を強化するとともに、市民が人生の最期を自らが望む形で迎えることが

できるよう、在宅医療・介護について市民の理解を促進

◎認知症施策の総合的な推進

○認知症の人を支える体制の強化

認知症高齢者及び若年性認知症の人（以下「認知症の人」）に安心・安全なやさしい地域づくりにつながる取組を強化し、社会参加活動などを推進するとともに、地域における医療・介護などの連携やできる限り早い段階からの支援を継続

○認知症の人とその家族への支援

認知症の人が地域の中で地域の人と活動することや、認知症の人を介護している家族を支援

◎暮らしを支える介護サービスの充実

○介護予防サービスの提供

要支援認定者が要介護状態になることや状態の悪化を防ぎ、生活機能の向上や改善を図ることを目的に、主に心身機能低下を予防するサービスを提供

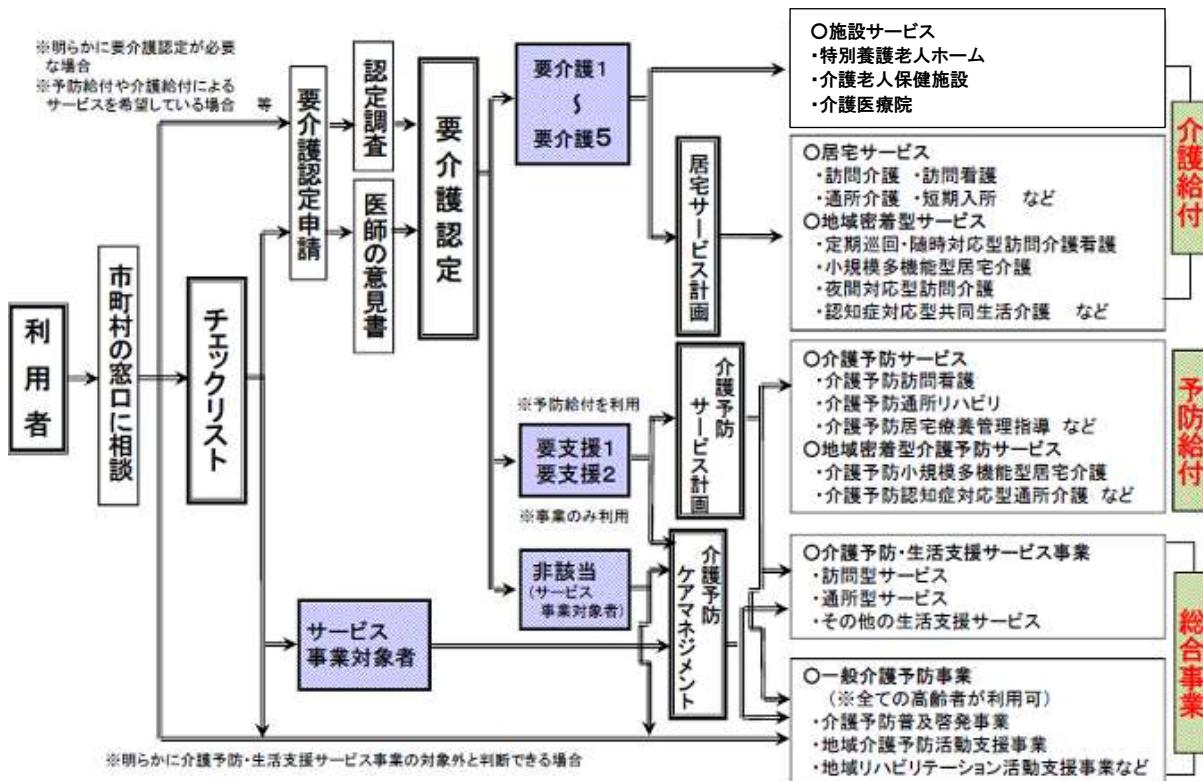
○介護サービスの提供

市民がそれぞれの状態に応じた必要な介護サービスを持続的に受けることができるよう、介護保険サービスの提供体制を強化

○給付の適正化と人材確保等

国や県と連携して介護給付の適正化と、介護人材の確保及び資質の向上並びに業務効率化、生産性の向上に向けた取組を推進

介護サービスの体系図



「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（概要）」（厚生労働省老健局振興課）一部抜粋

保険者・被保険者

◎保険者 三島市

◎被保険者

○第1号被保険者

65歳以上で、原則として三島市に住所がある方

○第2号被保険者

40歳～64歳の医療保険加入者で、原則として三島市に住所のある方

保険料

◎納入義務者

介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者に課されます。

第1号被保険者の配偶者及びその属する世帯の世帯主は、第1号被保険者に連帶して保険料を納付する義務を負います。

◎算出方法

保険料は、今後3年間に必要な保険給付の額等を勘案して、第1号被保険者1人あたりの額を定めます。

令和7年度に第1号被保険者に納めていただく年額保険料は、第1号被保険者の所得等に応じ、次の13段階に分かれます。

平成29年度より、段階判定の指標の「合計所得金額」は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となっています。

保険料段階		年額	
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で被保険者本人の課税年金収入金額と合計所得金額(課税年金収入に係る所得を除く)との合計額が80.9万円以下の人	30,000円 (18,800円)※	基準額×0.455 (基準額×0.285)※
第2段階	・市民税非課税世帯で被保険者本人の課税年金収入金額と合計所得金額(課税年金収入に係る所得を除く)との合計額が80.9万円より多く120万円以下の人	45,200円 (32,000円)※	基準額×0.685 (基準額×0.485)※
第3段階	・市民税非課税世帯で第1段階及び第2段階に該当しない人	45,500円 (45,200円)※	基準額×0.69 (基準額×0.685)※
第4段階	・市民税課税世帯で被保険者本人非課税かつ本人の課税年金収入金額と合計所得金額(課税年金収入に係る所得を除く)との合計額が80.9万円以下の人	59,400円	基準額×0.90
第5段階	・市民税課税世帯で被保険者本人非課税かつ第4段階に該当しない人	66,000円	基準額×1.00 (月額5,500円×12)
第6段階	・市民税被保険者課税の人 (被保険者の合計所得金額が125万円未満)	75,900円	基準額×1.15
第7段階	・市民税被保険者課税の人 (被保険者の合計所得金額が125万円以上200万円未満)	85,800円	基準額×1.30
第8段階	・市民税被保険者課税の人 (被保険者の合計所得金額が200万円以上300万円未満)	105,600円	基準額×1.60
第9段階	・市民税被保険者課税の人 (被保険者の合計所得金額が300万円以上420万円未満)	118,800円	基準額×1.80
第10段階	・市民税被保険者課税の人 (被保険者の合計所得金額が420万円以上520万円未満)	128,700円	基準額×1.95
第11段階	・市民税被保険者課税の人 (被保険者の合計所得金額が520万円以上620万円未満)	145,200円	基準額×2.20
第12段階	・市民税被保険者課税の人 (被保険者の合計所得金額が620万円以上720万円未満)	158,400円	基準額×2.40
第13段階	・市民税被保険者課税の人 (被保険者の合計所得金額が720万円以上)	171,600円	基準額×2.60

※第1段階から第3段階については、公費による負担軽減が実施されています。

◎納付方法

保険料は、次の2種類の方法により納めていただきます。

○特別徴収

年金（老齢福祉年金等を除く。）の給付額が年間18万円以上の方については、年金から差し引かれます。（その他の事情により普通徴収となる場合もあります。）

○普通徴収

年金の給付額が年間18万円未満の方、転入や65歳に到達したことにより年度途中に第1号被保険者の資格を取得した方等については、市から送付される納入通知書により納めていただくか、口座振替の方法によって納めていただきます。

◎第2号被保険者（40歳から64歳までの方）の負担

40歳から64歳までの第2号被保険者については、介護保険の負担分は、国民健康保険等の医療保険の保険料（税）に含まれています。

医療保険の保険料（税）に含まれている介護保険の負担分については、各医療保険によって算出方法が異なりますので、詳細については、各医療保険者へお問い合わせください。

◎減免制度

保険料について、天災等により著しく所得が減少した方などへの減免制度があります。その他に低所得者対策として、所得段階1、2、3段階の方についての減免措置があります。詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

介護保険サービス利用対象者

◎要介護認定者

身体上又は精神上の障がいがあるため、入浴・排泄・食事等の日常生活において、全部又は一部について、一定期間にわたり継続して常時介護を必要と認められる状態で、要介護認定を受けた方

◎要支援認定者

身体上又は精神上の障がいがあるため、一定期間継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれ、介護を必要とするほどの状態でなく、要支援認定を受けた方

※ 第2号被保険者の方は、初老期における認知症や脳血管疾患など特定の指定された16疾病により要介護又は要支援認定を受けることができます。

申請から認定結果の通知まで

① 申請【本人又は家族が申請します】

* 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者、
介護保険施設に代行で申請してもらうことができます。

② 訪問調査

* 市の調査員または市から委託された調査員（介護支援専門員等）が自宅等を訪問し、本人の心身の状況を調査します。

② 主治医の意見書

* 主治医に記入済の問診票を渡します。主治医は意見書を作成し市に送付します。

③ コンピュータによる判定

* 訪問調査結果と主治医意見書の一部を認定ソフトに入力し、介護度の判定をします。（1次判定）

④ 介護認定審査会で審査判定

* 1次判定及び調査特記事項（訪問調査時に調査項目に関連して聴き取ってきた事項）、主治医意見書とともに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会が審査判定を行います。

⑤ 結果の通知

* 審査判定を受け、結果を通知します。

認 定

要支援1～2（介護予防サービス）
要介護1～5（介護サービス）

非該当

介護保険サービスは利用できません。
サービス・活動事業または一般介護予防事業の対象となる可能性があります。

※50～52 ページ参照

認定を受けた後は

原則として申請から 30 日以内に認定結果通知書と認定結果が記載された介護保険被保険者証を送付します。

在宅で介護保険サービスを利用するには、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者に介護予防サービス計画又は介護サービス計画の作成を依頼します。

要介護状態区分別に介護保険から給付される 1 カ月の上限額（支給限度額）が決められています。支給限度額は、金額ではなく単位で決められており、サービスの種類によって、1 単位あたりの単価が異なりますので、単位で表示しています。

◎認定有効期間について

認定の有効期間は 3 カ月から 48 カ月で、個々の状態により異なります。

◎更新申請について

認定有効期間満了の 60 日前に「更新申請」の用紙を送付いたしますので、引き続き介護保険サービスを利用する場合は手続きが必要です。

サービスの種類 ※一部三島市内に事業所のないサービスも掲載しています。

◎介護サービス（要介護 1 ~ 5 の人）

○居宅サービス

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援

○地域密着型サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要介護3以上の人）
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護

○施設サービス

- ・介護老人福祉施設（要介護3以上の人）
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

◎介護予防サービス（要支援1・2の人）

○居宅サービス

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- ・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援

○地域密着型サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2以上の人）

介護保険サービス利用料

◎居宅サービスの1ヶ月の区分支給限度基準額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

支給限度額を超えて利用したサービスについては、全額利用者の自己負担となります。

◎利用者負担割合について

サービスの費用は、利用したサービスに応じた単位数にサービスの種類や事業所の所在地に応じた1単位あたりの単価をかけて金額を計算します。算出されたサービスの費用のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合分（1割～3割）を利用者が負担します。負担割合は利用者の所得等に応じて判定されます。

利用者負担額減免・助成

利用者については、天災等により、著しく所得が減少した方への減免制度があります。また、低所得者対策として以下の減額、助成制度があります。

- 介護保険施設利用時における居住費及び食費の負担額の減額
- 訪問介護利用者負担額減額
- 社会福祉法人等による利用者負担額の減免
- 居宅サービス利用者負担額の助成
- 高額介護サービス費の支給

詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

相談・苦情

- 介護保険サービスや要介護認定等に関する相談や苦情を市の窓口で対応しています。
- 介護サービス相談員を介護保険施設等に派遣し、入所者からの不満、疑問を聞き取り施設との橋渡しをすることによって、苦情に到る事態の防止、利用者の立場に立ったサービスを目指しています。



地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため平成18年度に創設されました。

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」があります。

◎介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の介護予防と、自立した日常生活の支援を目的とした事業を行います。

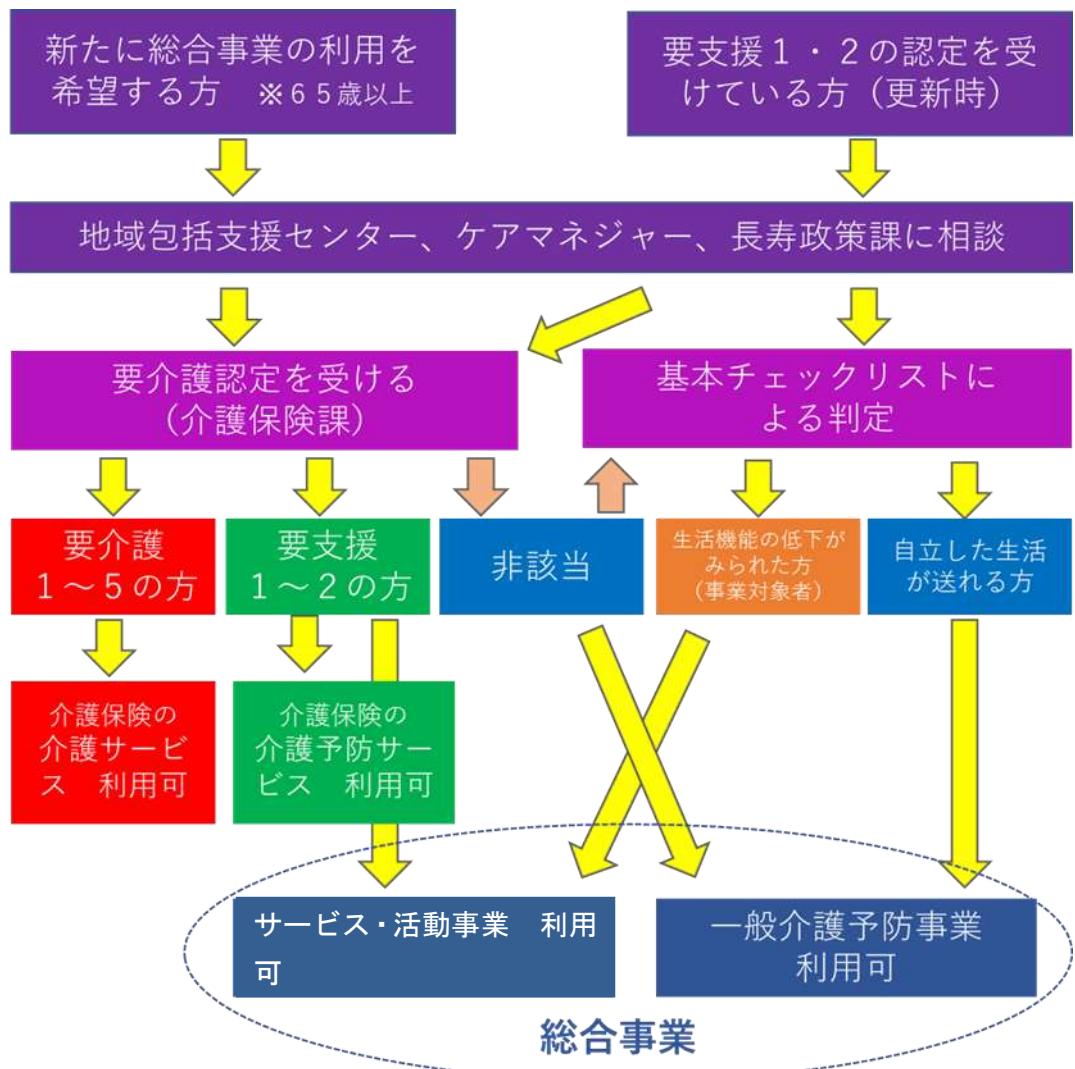
○サービス・活動事業

従来の要支援認定者向けの介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）および介護予防通所介護（デイサービス）に相当する事業および市町村が独自に基準を定めたサービスを行います。

・利用対象者

対象者	概要	支給限度額
要支援認定者	要支援1 身体上又は精神上の障がいがあるため、一定期間継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれ、介護を必要とするほどの状態ではなく、要支援認定を受けた方 ※第2号被保険者の方は、初老期認知症や脳血管疾患など特定の16疾患により要支援認定を受けた場合に、サービス・活動事業を利用できます。 ※サービス・活動事業のほか、介護予防サービスが利用できます。	5,032単位
		10,531単位
事業対象者	基本チェックリスト（自分の力で生活する力がどの程度あるかを確認するためのアンケート）により、要支援認定者と同等の状態であることが確認された方 ※第1号被保険者の方のみ。 ※サービス・活動事業のみ利用できます。	5,032単位

・サービス利用の流れ



・サービスの種類

サービスの種類		内 容
サービス 訪問型	総合事業訪問介護	ホームヘルパーが訪問します。掃除、洗濯、買い物、調理等の生活援助や、食事や入浴、排せつの介助等の身体介護を組み合わせて利用できます。
	訪問型サービス・活動A	生活支援センターが訪問します。掃除、洗濯、買い物、調理等の生活援助を利用できます。
	訪問型サービス・活動B	日常のちょっとした困りごとに対する支援（掃除、買い物、通院支援等）を利用できます。
サービス 通所型	総合事業通所介護	通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のため体操やトレーニングなどを受けられます。

○一般介護予防事業

すべての高齢者を対象とする介護予防事業を行います。

事 業 名	内 容
介護予防普及啓発事業	介護予防についての基本的な知識を普及啓発するための教室や講演会などを開催します。
地域介護予防活動支援事業	地域の介護予防活動におけるボランティア育成のための研修会の実施及び地域活動組織に対する支援を行います。
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等が、介護予防に関するボランティアや住民運営の通いの場（サロン等）等の介護予防の取組を支援します。

◎包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続することができるように介護、保健、福祉、医療等さまざまな面から総合的に支えるため「地域包括支援センター」が設置されています。市内5か所の「地域包括支援センター」により、以下の事業を中心に、地域の特性に応じた迅速で柔軟な相談・支援を行います。

- ・総合相談支援

高齢者の相談を総合的に受け止め、多面的支援を行います。

- ・権利擁護

虐待防止など高齢者の権利擁護に関する支援を行います。

- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援

医療関係者や介護サービス事業者などの多職種協働・連携の体制づくりや高齢者個々の状態の変化に応じたケアマネジメントを後方支援します。

- ・その他

事業対象者及び要支援認定者を対象に、ケアプランを作成し、適切な介護予防サービス等の利用を支援します。

○地域包括支援センター一覧表

圏域	センターネ名	所在地	電話番号
三島南	地域包括支援センター三島	北田町4-47 (三島市役所 長寿政策課内)	055(983)2689
三島北	三島北地区 地域包括支援センター	芝本町12-6 (Mishima Trust Building202号室内)	055(976)0234
中郷	三島市中郷地区 地域包括支援センター	梅名578 (介護老人保健施設 梅名の里内)	055(984)3777
北上	三島市北上地区 地域包括支援センター	佐野1205-3 (介護老人保健施設 ラ・サンテふよう内)	055(989)6500
錦田	三島市錦田地区 地域包括支援センター	谷田字藤久保2276 (三島総合病院付属 介護老人保健施設内)	055(975)2424

◎任意事業

事業名	内容
家族介護教室	要介護高齢者を介護する家族や近隣の援助者及び教室の受講を希望する者に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催します。
認知症高齢者等見守り登録事業	認知症等により行方がわからなくなるおそれのある人に対し、QRコード付きシール及びキーホルダーを配付し、「どこシル伝言板」へ登録及び市・警察・担当地区の地域包括支援センターとの情報共有により行方不明時の早期発見、早期対応に繋げ、対象者とその家族の負担を軽減します。
在宅寝たきり高齢者等おむつ給付	要介護4以上の高齢者を在宅で介護する同居家族に3か月に1回紙おむつを宅配支給します。(12種類のおむつの中から選択) 要介護1または2、3の高齢者は、身体状況や重度の認知症状で常時紙おむつが必要で家族介護が確認できる人。
住宅改修理由書作成手数料	居宅サービスを利用していない方に対し、住宅改修の申請に必要な「理由書」を作成したケアマネジャー等に手数料を支払います。

事業名	内容
介護サービス相談員派遣	市内介護保険施設等に介護サービス相談員を派遣し利用者からの相談をお受けします。
成年後見制度利用支援事業	市長申立てによる成年後見制度の申立て費用や成年後見人等の報酬を助成します。(所得制限等あり)
認知症サポーター事業	養成研修を修了したキャラバンメイトが主体となり、認知症についての理解を深めてもらうための講座を開催し、誰もが認知症に対する正しい知識をもち、地域で支えあうことができるよう認知症サポーターを養成します。受講された方には「認知症サポーターカード」を配付します。
一人暮らし高齢者等給食サービス事業	一人暮らし等高齢者宅への昼食の配達と安否確認及び、良好な食に関する情報提供を行います。



高齢者向け施設等

◎老人ホーム

施設種別	施設概要	市内施設
軽費老人ホーム (ケアハウス)	高齢者が低額の料金で食事、入浴等の準備、相談及び援助、その他の日常生活に必要な便宜を受けられる施設	玉沢昭寿園、トマト館

◎老人福祉センター

施設種別	施設概要	市内施設
老人福祉センター	地域の高齢者に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場を提供し、健康で明るい生活を提供する。	三島市老人福祉センター、老人福祉センターヴィターレ

◎介護保険施設等

利用には要介護認定を受ける必要があります。利用を希望する方は認定を受けた後、直接事業所にお問い合わせ下さい。

施設種別	施設概要	市内施設
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、在宅での生活が困難な場合に入所し、食事、入浴、排せつなど日常生活に必要なサービスを受けられる施設	玉澍園、御寿園、あかなすの里、北上の郷、ふるさとの丘、いづテラス、南二日町
地域密着型介護老人福祉施設	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設。原則として施設のある市町村の住民のみが利用できます。	玉澍園2
介護老人保健施設	状態が安定している人が在宅に復帰できるように、機能訓練その他必要な医療、日常生活に必要なサービスを受けられる施設	梅名の里、三島総合病院附属介護老人保健施設(ジェイコーグループ)、ラ・サンテふよう
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどが、入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練などを行います。	サンリッヂ三島、玉沢昭寿園
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練などが受けられる定員が29人以下の小規模な事業所。原則として事業所のある市町村の住民のみが利用できます。	ミモザ三島壱町田
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症のある人が、共同生活をする住居で、日常生活に必要なサービスや機能訓練が受けられる事業所。原則として事業所のある市町村の住民のみが利用できます。	きたうえファミリー、ニチイケアセンター平田、みしまケアセンターそよ風、千草、富南の郷里、みのり、かもがわ、ひかり、きたうえファミリー・アネックス、みのり天神原、ふれあい三島二日町

小規模多機能型 居宅介護	通所を中心として、利用者の選択に応じて、訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けながら、在宅生活の継続を支援する事業所。原則として事業所のある市町村の住民のみが利用できます。	すみれの郷、みのり、ふれあい三島二日町
-----------------	--	---------------------

三島市老人福祉センター

◎目的

老人福祉センターは、昭和 59 年 4 月 1 日に開館して以来、高齢者の生活や健康に関する相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るく楽しく、生きがいのある生活の実現を目指すなか、平成 18 年 4 月から、同センターの管理運営を三島市社会福祉協議会が指定管理者として受託し、老人福祉の向上に努めています。

◎利用

センターを利用できるのは、市内に住んでいる 60 歳以上の方です。老人クラブを単位として、予定を組んで無料バスで送迎しています。個人で利用する場合は、随時入館できます。

◎施設内容

センターは、定員 200 名の大広間をはじめ、大浴場、娯楽室、図書室、相談室、機能回復訓練室、会議室、多目的室、売店、ゲートボール場があります。大広間は、カラオケや、踊り、語らい等、憩いの場として毎日にぎわっております。

◎行事

センターでは、教養講座、介護予防講座、健康教育講座、交通防犯講習会、音楽教室、健康サロン等を開設しています。そのほかフラダンス・習字・脳トレ・グラウンドゴルフ等のクラブ活動も行われています。

◎休館日

- 毎週日曜日
- 身障の日（身体障がい者を対象とした利用日で主に第 4 日曜日）の翌日
- 祝日
- 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

各 種 手 当 制 度

総合福祉手当に関する条例に基づき支給する手当

項 目	支 給 要 件	支給額(1人当たり)	申請時期
1 敬老祝金	満 77 歳、88 歳の者	年額 10,000 円	8 月頃
	満 100 歳の者	年額 50,000 円	100 歳の誕生日以降
2 重度心身障害児福祉手当	満 20 歳未満の重度心身障がい児を監護又は養育している者(特別児童扶養手当認定者)	月額 4,000 円	6 月
3 重度心身障害者援護金	在宅の身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、及び精神障害者保健福祉手帳 1 級の障がい者	年額 15,000 円	5 月末日
	在宅の身体障害者手帳 3・4 級、療育手帳 B 判定の一部、及び精神障害者保健福祉手帳 2 級の障がい者	年額 10,000 円	
4 身体障害者結婚祝金	身体障害者手帳の交付を受けている者	30,000 円	随 時
5 重度心身障害児者医療費助成	身体障害者手帳 1・2 級、内部障害 3 級、療育手帳 A 判定、B 判定(入所者)、特別児童扶養手当 1 級の者及び精神障害者保健福祉手帳 1 級の者 [所得制限あり]	保険診療自己負担額より保険給付額、附加給付額等を控除した額 (1 月ごと 1 病院 500 円まで)	随 時
6 子ども医療費助成	高校 3 年生相当年齢までの子が通院、入院した場合	保険診療自己負担額	現物給付(随時)
7 難病患者見舞金	特定医療費(指定難病)受給者証、静岡県特定疾患医療受給者証又は、小児慢性疾病医療支給を受ける者及び被爆者健康手帳保持者	年額 15,000 円	11 月
8 精神障害者医療費助成	3 カ月以上医療保護入院又は任意入院している精神障がい者又は家族等が自己負担した医療費	限度(月額) 15,000 円	随 時
9 交通遺児等扶養手当	主たる生計維持者が死亡又は障がいの状態となった 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している者	年額 30,000 円	11 月
10 ひとり親家庭等小学校入学祝金	ひとり親家庭等で小学校に入学する児童を養育している者	20,000 円	1 月
11 ひとり親家庭等中学校卒業就職高校進学祝金	ひとり親家庭等で中学校を卒業し、就職又は進学する児童を養育している者	20,000 円	1 月

項目	支給要件	支給額(1人当たり)	申請時期
12 ひとり親家庭等医療費助成	20歳の誕生日の前日までの間にある児童を養育しているひとり親家庭で平成22年度税制改正による扶養控除見直し前の計算により所得税非課税となる世帯	保険診療自己負担額より、附加給付額等を控除した額	随時
13 在宅寝たきり老人等介護者手当	在宅で介護保険の要介護度3・4・5の65歳以上の方を6ヶ月以上継続して介護している同居の介護者	半年 50,000円	7月 1月
14 在宅重度重複障害者介護者手当	在宅で身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定の両方を所持している障がい者(児)を6ヶ月以上継続して介護している同居の介護者	半年 50,000円	7月 1月

児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、親等に支給するものです。手当の支給対象となるのは、高校3年生までの児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している方です。

◎手当月額

児童手当	
3歳未満	
(第1・2子)	15,000円
(第3子以降)	30,000円
3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	
(第1・2子)	10,000円
(第3子以降)	30,000円

◎手当の支給

毎年12月・2月・4月・6月・8月・10月の6回に分けて、それぞれの月の前月まで2カ月分をまとめて支給します。

窓口はこども未来課 こども未来係

みしまっ子すくすく祝金

市の次代を担う子どもの誕生を祝福し、保護者が安心して子どもを生み、育てることができるよう支援するため、保護者に対する出産祝金を支給するものです。

◎対象となる人

次に掲げる要件全てに該当する保護者に支給されます。窓口はこども未来課こども未来係
 ○子どもの出生日以前から市内に住所があり、今後も継続して市内に居住する意思があること。
 ※子どもについては、生後6か月以内であり、市内に住所があること。

○納期が到来した市税を完納していること。

◎支給額

	支 給 額
第 1 子	1 万円
第 2 子	5 万円
第3子以降	15 万円

児童扶養手当

◎目的

父若しくは母と生計を同じくしない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の促進を図ることを目的としています。

◎受給資格のある人

次のいずれかに該当する児童の母(父)がその児童を監護するとき、又はその児童の母(父)以外の者がその児童を養育するとき、その母(父)又は養育者に、児童扶養手当が支給されます。窓口は子育て支援課子育て応援係

- 父と母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- 父又は母が死亡した児童（但し、公的年金給付状況による。）
- 父又は母が一定程度の障がいの状態にある児童
- 父又は母の生死が明らかでない児童（危難遭遇後3ヶ月以上・失踪等は1年以上）
- 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父又は母がDV防止法の規定による命令（保護命令）を受けた児童
- 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで出生した児童（事実的婚姻状態の場合は不可）

◎手当月額

令和7年4月から

対象児童数	全 部 支 給	一 部 支 給
1人のとき	46,690 円	46,680 円～11,010 円
2人以上のとき	11,030 円を加算	11,020 円～5,520 円を加算

◎所得制限額表

扶養親族等の数	所 得 額		
	申 請 者 本 人		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全 部 支 給	一 部 支 給	
0 人	69 万円未満	208 万円未満	236 万円未満
1 人	107 万円未満	246 万円未満	274 万円未満
2 人	145 万円未満	284 万円未満	312 万円未満
3 人	183 万円未満	322 万円未満	350 万円未満
4 人	221 万円未満	360 万円未満	388 万円未満
5 人	259 万円未満	398 万円未満	426 万円未満
6 人以上	以下1人増加につき 38万円を加算		

◎手当の月及び支給対象期間

支 払 月	支 給 対 象 期 間
5 月	3月・4月分
7 月	5月・6月分
9 月	7月・8月分
11 月	9月・10月分
1 月	11月・12月分
3 月	1月・2月分

特別児童扶養手当

知的・身体又は精神に重度又は中度以上の障がいを有している20歳未満の児童を監護している者で、所得が一定額以下であることなどの条件を備えた父母または、該当児童を養育している者に支給します。

○手当額（月額）

- ・特別児童扶養手当法の1級の児童 56,800円
- ・特別児童扶養手当法の2級の児童 37,830円

○手当の支給

- ・毎年4月・8月・11月の3期に、それぞれ前月分までを指定された金融機関の口座に振込みます。

窓口は障がい福祉課 障がい福祉係

障害児福祉手当

在宅の20歳未満の重度障がい児で、日常生活が著しく制限され、常時介護を要する状態であり、所得が一定額以下であることなどの条件を備えた児童に対して支給します。

○手当額（月額） 16,100円

○手当の支給

- ・毎年5月・8月・11月・2月の4期にそれぞれ前月分までを指定された金融機関の口座に振込みます。

窓口は、障がい福祉課 障がい福祉係

特別障害者手当

在宅の20歳以上の著しく重度な障がい者で、日常生活の著しい制限のため、常時特別の介護を要する状態であり、所得が一定以下であることなどの条件を備えた人に対し支給します。

○手当額（月額） 29,590円

○手当の支給

- ・毎年5月・8月・11月・2月の4期にそれぞれ前月分までを指定された金融機関の口座に振込みます。窓口は障がい福祉課 障がい福祉係

◎福祉手当（経過措置による）について

従来の在宅重度障がい者に対する福祉手当は廃止されましたが、障がいを支給事由とする年金を受けていない人で、廃止前に福祉手当を受給していた人に、その資格が喪失するまで支給されます。

○手当額、手当の支給及び窓口は障害児福祉手当と同じ。

外国人高齢者福祉手当

昭和6年4月1日以前に出生し三島市に1年以上外国人登録している、老齢福祉年金等の対象とならない外国人高齢者に対し、資格の認定を受けた翌月から支給します。

○手当額（月額） 10,000円

○毎年7月・11月・3月の3回に分けて、それぞれ4カ月分をまとめて支給します。

窓口は長寿政策課高齢者福祉政策室

各 種 貸 付 金 制 度

生活資金貸付け

三島市では、市内に3ヵ月以上居住する低所得者の方で、緊急または不時の出費を要するため困窮している人又は高額療養費及び修学費等の出費に困窮する人に生活資金を貸し付けております。

◎貸付金限度額

○生活資金	1世帯に付き	100,000円
○修学費	1人に付き	200,000円
○高額療養費	1人に付き	500,000円

◎貸付期間

○貸付の日から1年6ヵ月以内

(無利子、ただし返済期間を超えた場合年利6.0%の延滞金を徴収します。)

◎貸付け申し込み方法

- ・借入申込書(市民の保証人が必要)・民生委員意見書・借用証書
- ・高額療養費については、医療機関の請求書または、明細書を添付
- ・窓口は、福祉総務課保護係

母子父子寡婦家庭への貸付制度

◎目的

この制度は、都道府県等を設置主体として、母子家庭の母及び父子家庭の父の経済的自立の助成と、児童の福祉を増進することを目的としています。

◎対象

○母子・父子福祉資金

- ・20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父及びその扶養する20歳未満の児童
- ・20歳未満の父母のない児童

○寡婦福祉資金

- ・20歳以上の子を扶養する夫のない女子及びその扶養する20歳以上の子
- ・子を扶養していない夫のない40歳以上の女子で、前年の所得額が203万6千円以下の方(ただし、特別の場合は除く。)

○貸付額一覧表は次ページのとおり

- ・連絡先 東部健康福祉センター 福祉課 920-2075

(事前調査有)

母子父子寡婦福祉資金貸付額一覧表

資金の種類	資金の内容	貸付金額の限度	措置期間	償還期間	利 率	違約金
修学資金	扶養している子が高校、大学、大学院、短大、高等専門学校又は専修学校に修学するのに必要な経費	学年別、公・私立別通学条件によって異なります。 高校、専修学校（高等課程） 月額 18,000 ~ 52,500 円 高等専門学校、短大、大学、専修学校（専門課程） 月額 21,000 ~ 146,000 円 大学院 月額 132,000 ~ 183,000 円 専修学校（一般課程） 月額 54,000 円 大学等就学支援を受けた場合、修学資金について返還を求める場合があります。	修学終了後、6カ月を経過するまで	据置期間経過後20年以内（専修学校「一般課程」5年以内）	無利子	
就学支度資金	扶養している子が小・中・高等学校、高等専門学校、修業施設ならびに短大・大学・大学院へ入学、入所する際に必要な経費	小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 高校以上は、校種別、公私立別、通学条件により異なります。 大学等就学支援を受けた場合、就学支度資金について返還を求める場合があります。	150,000 円～ 590,000 円	修学終了後、6カ月を経過するまで又は修業を終了後6カ月を経過するまで	据置期間経過後20年以内（修学） 据置期間経過後5年以内（専修学校「一般課程」及び修業施設）	無利子
技能習得資金	事業を開始し、又は就職するため必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額 68,000 円 (自動車免許取得の場合) 460,000 円) 816,000 円) (特別（その他）の場合	月額 68,000 円 460,000 円)	知識技能を習得する期間が満了後1年を経過するまで	据置期間経過後20年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年 1.0%
修業資金	扶養している子が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	(自動車免許取得の場合)	月額 68,000 円 460,000 円)	知識技能を習得する期間が満了後1年を経過するまで	据置期間経過後20年以内	無利子
就職支度資金	就職に際し必要な経費	(通勤用自動車購入の場合 1回に付き 340,000 円)	105,000 円	貸付けの日から1年間	据置期間経過後6年以内	無利子 ※参照
医療介護資金	医療や介護（当該医療や介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるのに必要な経費	医療の場合 340,000 円 特別の場合 480,000 円 介護の場合 500,000 円	月額 340,000 円 480,000 円 500,000 円	医療や介護を受ける期間が満了後6カ月を経過するまで	据置期間経過後5年以内	
生活資金	次の期間における生活に必要な経費 ・知識、技能習得期間 ・知識技能習得期間5年以内 ・医療、介護を受けている期間 ・失業貸付期間 ・生活安定貸付期間 ・養育費取得のための裁判費用 ・配偶者のない女子になつて7年未満 ・失業の翌日から1年未満	月額 141,000 円 月額 108,000 円 一括 1,260,000 円	月額 141,000 円 月額 108,000 円 一括 1,260,000 円	知識技能を修得する期間が満了後6カ月を経過するまで 医療や介護を受ける期間若しくは失業貸付期間が満了後6カ月を経過するまで 生活安定期間が満了後6カ月を経過するまで 貸付後6カ月を経過するまで	据置期間経過後20年以内 据置期間経過後5年以内 据置期間経過後8年以内 据置期間経過後8年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年 1.0%
住宅資金	住宅の新築・購入・補修・増改築をするのに必要な経費	1回に付き 1,500,000 円 特別の場合 2,000,000 円	1,500,000 円 2,000,000 円	貸付けの日から6カ月間	据置期間経過後6年以内	
転宅資金	自宅を移転するために必要な住宅の貸借に際し必要な経費	1回に付き	260,000 円	貸付けの日から6カ月間	据置期間経過後3年以内	
事業開始資金	事業を開始するのに必要な経費	個人 3,470,000 円 団体 5,220,000 円	3,470,000 円 5,220,000 円	貸付けの日から1年間	据置期間経過後7年以内	
事業継続資金	事業を継続するのに必要な経費	1回に付き	1,740,000 円	貸付けの日から6カ月間	据置期間経過後7年以内	
結婚資金	扶養している子（孫・曾孫等を含む）の婚姻に際し必要な経費	婚姻する子一人に付き	320,000 円	貸付けの日から6カ月間	据置期間経過後5年以内	

延滞元利金額に付き三・〇パーセント（令和二年三月までは、率が異なります）

※ 配偶者のない女子又は男子の扶養する児童にかかるものに限る。それ以外の場合は、連帯保証人有…無利子 無…年 1.0%

民 生 委 員 ・ 児 童 委 員

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進に努め、民間奉仕者として社会奉仕の精神をもって、地域の高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など、福祉に欠ける方々からの相談を受け、適切な助言や援助等を行い、社会福祉行政機関の協力機関として、地域福祉の推進に努めています。

この制度は、大正6年の岡山県における「済世顧問制度」および大正7年の大坂府における「方面委員制度」にはじまり、昭和11年に全国的な制度として発足し、昭和23年に「民生委員法」が制定されて現在に至っています。

民生委員・児童委員の推薦

民生委員・児童委員は、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者を民生委員推薦会において推薦し、県の社会福祉審議会を経て、厚生労働大臣より委嘱を受け、任期は3年となっています。

活動状況

民生委員・児童委員は、地域住民からの相談に対する助言・援助や、必要に応じて福祉事務所などの社会福祉行政機関や福祉施設等と連携した支援を行うほか、地域の課題や福祉需要を把握するための調査や行政機関から依頼された調査活動など、地域住民の福祉の増進を図るための活動を行っています。



保 護 司

保護司は、保護司法及び更生保護法に基づき法務大臣が委嘱した更生保護のボランティアで、社会奉仕の精神をもって犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに犯罪予防の世論啓発に努め、地域社会の浄化と福祉の向上のため積極的な活動を展開しています。

特に犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指し、毎年7月1日から1ヶ月間法務省主唱のもとに『社会を明るくする運動』が展開されます。この運動は関係機関・諸団体の参加・協力のもと、市民総ぐるみの運動として行われます。

保護司は、三島市と函南町で三島地区保護司会を組織しています。

人 権 擁 護 委 員

人権擁護委員は、昭和24年施行の人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱され、国民の基本的人権を守るために、地域住民の中にあって人権擁護活動を行う任務をもった民間ボランティアで、家庭問題、相続、借地、借家、差別、いじめ、体罰などに関する人権問題について気軽に相談に応じ、解決のための適切なアドバイスや法的手続などの方法を助言したり、人権尊重の大切さを呼びかける啓発活動を行っています。

毎月第1金曜日に市役所で特設人権相談（相談無料・予約不要）を実施しています。

人権擁護委員は、皆さんの問題解決のお手伝いをします。



日本赤十字社静岡県支部三島市地区

日本赤十字社は世界 191 の国と地域が加入している赤十字社のひとつです。「人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性」という赤十字基本 7 原則に基づき、人類の福祉向上と世界平和のために活躍する国際的機関です。

災害救援活動を始め、医療活動、血液事業、各種講習会などの国内事業のほか、国外で発生した災害の救援、発展途上国の援助などの国際活動を行っています。

三島市地区でも、静岡県支部との連携のもと、地域における赤十字思想の普及、献血事業の実施、講習会の開催、災害救援品の交付等の事業や、赤十字を支える活動資金としての会費募集などを行っています。

旧軍人及び戦没者等遺族の援護

旧軍人・軍属・準軍属の恩給・障害年金・扶助料・遺族年金に関する案内や弔慰金等の申請受付を行い、国及び県の行う援護業務の円滑な推進を図っています。

◎戦没者等遺族の援護

戦没者及び公務に起因して亡くなった旧軍人・軍属等の遺族に対し、それぞれの要件によって、普通扶助料・公務扶助料・特例扶助料・遺族年金・遺族給与金・弔慰金等の給付があります。

◎傷痍軍人・軍属等の年金

軍人・軍属であった人たちが、公務または勤務の関連によって傷病にかかり、現在もなお障がいの残っている人にその障がいの程度によって、増加恩給・傷病年金・障害年金等の支給があります。

◎軍人恩給

旧軍人の人々に対し、その軍歴期間によって、普通恩給・一時恩給・一時金等が支給されます。また、旧軍人すでに亡くなられている方の妻に対しては、軍歴期間によって扶助料・一時扶助料等が支給されます。

◎戦傷病者の援護

戦傷病者の人たちに次の援護があります。

- ・療養の給付
- ・療養手当及び葬祭費の支給
- ・更生医療の給付
- ・補装具の支給及び修理
- ・戦傷病者乗車券引換証の交付

第4次三島市地域福祉計画

◎地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、誰もが抱く「住みなれた地域で、安心して自立した生活を送り続けたい」という願いをかなえるため、地域住民同士や福祉関係団体、サービス提供事業者、社会福祉協議会、行政等がお互いに協力し、地域の福祉課題の解決に取組む仕組みづくりを進めていくことです。地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくるためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合いながら、誰もがその人らしい生活を送れるような「地域ぐるみの福祉」の推進が求められています。

地域福祉計画は、「地域ぐるみの福祉」を推進するため、住民の自主的な活動や関係諸団体の活動、公的サービスが連携し、「自助」・「共助」・「公助」のバランスの取れた地域社会を築いていくための指針となる計画です。

◎計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。

◎基本理念

人と人、人と地域が福祉でつながり
地域力の発展へとつなげていくまち

◎計画の体系

1. 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

1. スマート市役所における福祉情報提供の推進
2. 地域福祉への理解と関心を深める取組の推進
3. 地域活動やボランティア活動への支援
4. 住民の生きがいづくりと健康づくりの促進

2. 地域における活発な福祉ネットワークの構築

1. “つなげる”機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充
2. 支え合いと見守りによる安全・安心な地域づくりの推進
3. 災害等に備えた地域体制づくりの推進
4. 犯罪や交通事故から住民を守る活動の推進

3. 総合的で包括的な支援体制の整備

1. 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実
2. 安心して暮らせる生活環境の整備

避難行動要支援者避難支援推進事業

平成23年の東日本大震災においては、65歳以上の高齢者の死者数は被災地全体の死者数の約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍となり、災害弱者に被害が集中しました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、三島市では、自治会と民生委員・児童委員が連携し、災害時に地域で高齢者や障がい者等の避難支援を行う仕組みづくりを進めています。

◎避難行動要支援者

高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難支援が必要な次の方を対象としています。

- ・要介護認定3～5の者
- ・身体障害者手帳1～2級の者
- ・精神障害保健福祉手帳1～2級の者
- ・療育手帳A判定の者
- ・難病患者
- ・一人暮らし高齢者（80歳以上）又は高齢者（80歳以上）のみの世帯
- ・自治会が支援の必要があると認める者

◎避難行動要支援者名簿

市は避難支援の対象者の情報と民生委員・児童委員から収集した情報を集約し、災害時に特に避難支援を必要とする方を掲載した名簿を作成しています。この名簿は、平常時に地域に情報を提供することに同意した人の名簿（名簿A）と災害時のみ地域に提供できる名簿（名簿B）の2種類があり、自治会や民生委員・児童委員など、避難支援関係者に提供しています。



◎個別避難計画



個別避難計画は、避難行動要支援者の避難支援を迅速に行えるようにするため、平常時に各自主防災組織（自治会）が民生委員と連携して避難行動要支援者の名簿Aの対象者について、誰が助けるのかを定めた計画です。

◎自治会連合会及び民生委員児童委員協議会による合同役員会議

本事業の一層の推進を図るため、両団体の代表者による合同の会議を実施しています。会議では、取組の改善策等についての協議を行い、また、両団体の連携強化を図っています。

三島市社会福祉会館

社会福祉会館は、社会福祉事業の振興と市民の福祉活動の育成発展を図るため、福祉の拠点として設置されている施設です。三島市社会福祉協議会が指定管理者として会館の管理運営を行い、下記の事業を推進しています。

- 地域福祉についての情報の収集及び提供
- 地域福祉に関する相談
- 社会福祉団体の地域福祉のための活動の推進及び援助
- 社会福祉事業の振興と市民の福祉活動の育成発展

【住所】

三島市南本町 20 番 30 号

【利用施設】

大会議室、第1会議室、
第2会議室、和室、訓練室、
ボランティアセンター

福祉団体と活動状況

社会福祉会館は、社会福祉協議会・ボランティア連絡協議会・身体障害者福祉会・民生委員児童委員協議会・保護司会・更生保護女性会・老人クラブ連合会等、幅広い福祉団体に利用されています。

また、各種講座を開催する場を提供し、市民の福祉への理解や啓蒙及び教養を高めることに役立っています。

社会福祉会館の利用

社会福祉会館は、福祉団体を中心とした各種会合や行事・サークル活動・研修、市民と福祉団体の交流を目的とした講座の開催、その他各種相談業務等に広く利用されております。

三島市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（社協）とは、社会福祉法という法律に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織です。

○所在地 三島市南本町 20 番 30 号 三島市社会福祉会館内

○連絡先 電話：055-972-3221 FAX：055-972-3466

福祉総合相談

福祉総合相談では、福祉に関する様々な相談を電話又は来所にてお受けしています。相談内容に応じて問題解決の手助けができるよう福祉サービスや関係機関等の情報提供、助言・支援を行っています。

「どこに相談していいかわからない」、「だれかに相談したい」、「福祉サービスの情報が知りたい」等、お気軽にご相談ください。

○相談時間 月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

○相談の内容

- ・生活や家族、福祉サービス等、日常生活における不安や福祉に関すること。
- ・介護サービスや介護方法について相談したいが、誰に聞いていいかわからないことなど介護全般に関すること。
- ・ボランティアをやってみたい、ボランティアをお願いしたいなどのボランティアに関すること。
- ・居場所づくりに関する相談や地域での困りごと等に関すること。

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）に基づく支援と連携し、低所得世帯・障がい者世帯または高齢者世帯に対して、資金の貸付けと社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び関係する機関や団体が必要な相談支援を行うことにより、世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする資金貸付制度です。本制度は、静岡県社会福祉協議会が実施主体で、市町社会福祉協議会は窓口業務担当となります。また、本制度の適用を受けられない課題に対しても、他機関との連携等を通して支援を行っています。

◎制度の特長

○総合的な生活支援を行います。

資金の貸付の必要性だけでなく、これまでの経緯や現在の生活状況等を伺います。相談世帯の「主体性」を最も重んじ世帯本位の安定した生活の実現に向け、抱える問題をどのように改善できるのかを一緒に考えます。また、活用できるサービスや制度に繋げるとともに、切れ目の無い、寄り添った支援を関係者とともにに行います。

○他制度が優先です。

本資金は、他の制度利用が困難な場合に利用できます。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となります。お申込みの際には、他制度の紹介、利用の可否について確認をさせていただきます。

○所得基準を設けています。

対象世帯に所得基準を設けています。このため所得が多い世帯の場合は、貸付対象世帯にならないことがあります。なお、障がい者世帯・高齢者世帯には、原則として所得基準を設けていません。

○貸付の審査を行います。

資金の利用目的だけでなく、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の償還能力を含めて審査を行います。審査の結果、貸付に至らない場合もあります。また、連帯保証人を追加設定することを貸付決定の条件とする場合等もあります。

◎資金の種類

総合支援資金	生計中心者の失業等により生計維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費などを貸付けし、自立に向けた取り組みを支援します。
福祉資金	経済的な理由や障がい等により生活課題を抱える世帯に対し、一時的な費用の貸付けを行い、課題の解決と世帯の自立を支援します。
教育支援資金	学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な費用、又は在学中に必要な資金を貸付けし、その就学や将来の就労を支援します。
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を所有し、将来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯（所得制限あり）に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付けます。

生活一時扶助金

法の適用や他の制度による援助を受けることができず、経済的に逼迫し、生活の維持が困難と認められる世帯に対し、民生委員・児童委員等の意見を基に、1件1万円を限度として緊急的かつ一時的な生活の援助を行っています。

食糧支援

法の適用や他の制度による援助を受けることができず、経済的に逼迫し、生活の維持が困難と認められる世帯が収入を得られるまでの期間、『フードバンクふじのくに』より取り寄せた食糧や市民から寄せられた食糧等を提供して支援しています。

歳末見舞金

年末年始に経済的に支援を必要とする世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、市民の善意から成り立つ歳末たすけあい募金を活用し、民生委員・児童委員の協力を得て見舞金を贈呈しています。

日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がい等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方を対象に、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類等の預かり」を行います。

◎利用対象者

認知症や知的・精神障がいなどにより、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方

この事業はご本人と契約を結んでいただく制度です。そのため、契約内容が理解できないほど判断能力が低下されている場合は、この事業を利用することが難しくなります。その場合、「成年後見制度」の利用など、ご本人にふさわしい援助につなぐお手伝いをします。

※ 認知症の診断の有無、障がい者手帳の有無は問いません。

※ 施設や病院に入所、入院している方も利用できます。

◎主なサービスの内容

福祉サービスの 利 用 援 助	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉サービスに関する情報を提供します。・ 福祉サービスを利用又は利用を止めるために必要な手続きをお手伝いします。・ 福祉サービスの利用料を支払う手続きをお手伝いします。・ 福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。・ 日常生活に必要な事務手続きをお手伝いします。
日常的金銭管理 サ 一 ビ ス	<ul style="list-style-type: none">・ 銀行に行って、日常生活に必要なお金の出し入れを支援します。・ 医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続きをお手伝いします。・ 年金や手当の受領確認をします。
書類等の預かり サ 一 ビ ス	<ul style="list-style-type: none">・ 通帳や印鑑などの大切な書類をお預かりし、安全な場所（貸金庫）で保管します。

◎利用料

相談から契約までは無料です。契約後、サービスを開始してからは支援を行うごとに利用料がかかります。（生活保護を受けている方は無料です。）書類等預かりサービスを利用する場合、上記利用料とは別に保管料として実費をいただきます。

成年後見支援センター

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の生活を支えるための法律に基づく制度です。援助者（後見人等）を選ぶことで、本人が不利益を受けないよう権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう援助します。三島市社会福祉協議会ではこの制度が必要な方へ行き届くよう環境整備や相談援助業務等を行う三島市成年後見支援センターを運営しています。

成年後見制度の利用をお考えの方、何かお悩みの方は、ぜひ一度ご相談ください。親族や近所の方のことが心配な方、支援者からの相談も受け付けています。

市民後見人の養成

誰もが住み慣れた場所で安心して暮らしていく地域社会の実現に向けて、認知症や精神障がいなどで判断能力が十分でない方の生活を、市民目線で支援し、ボランティア精神のもと成年後見活動を行っていく「市民後見人」の活躍が期待されています。三島市社会福祉協議会ではこの市民後見人の拡充を目指し、社会貢献に意欲と熱意のある市民の方を後見業務の新たな担い手として活躍できるよう養成する本研修等を毎年開催しています。

法人後見事業

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）となり、専門職やご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

一般的に、法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を行いますので、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

本会が行う法人後見事業は、社会福祉法人三島市社会福祉協議会が成年後見人等と成年後見監督人等を行っています。

福祉車両・車椅子の貸出し

車椅子のまま乗降できる軽自動車の福祉車両を配備し、市内の車椅子利用者の外出手段として貸出しを行っています。また、併せて車椅子の貸出しも行っています。

※ 福祉車両のガソリン代は個人負担、車椅子の貸出期間は最長1ヶ月となります。

※ 貸出は無料ですが、社協賛助会員のご協力を願いさせていただいております。

※ 車椅子の貸出しについて、介護保険制度等で貸与可能な方は対象外となります。

三島市ボランティアセンター

ボランティア活動が年々多様化する中で、より地域に根ざしたボランティアの育成を図るため、三島市社会福祉会館2階に「三島市ボランティアセンター」が設置されています。

お互いが連携し助け合いの輪を広げながら、住みやすい地域社会を目指し、社会福祉の向上に役立つことを目的として活動している皆さん、連絡調整や連携強化及び活動の拠点として自由に活用できるものです。

ボランティア活動保険等

下記保険の窓口業務を行っています。

ボランティア活動保険	ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任を補償
ボランティア行事用保険	地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における主催者や参加者のケガ、主催者の賠償責任を補償
福祉サービス総合補償	在宅・地域福祉サービス中の活動従事者のケガ、団体グループの賠償責任を補償
送迎サービス補償	移送・送迎サービス中、交通事故などによる利用者のケガ、特定した自動車に搭乗している利用者・運転者などのケガなどの事故を補償

※ 加入には、社会福祉協議会へのボランティア登録が必要となります。

ボランティア登録

ボランティア登録を行っています。登録は、個人登録とグループ登録があり、登録していただいた個人・グループに、講座・研修・助成金等の各種情報を提供しています。

三島市ボランティア連絡協議会

市内を中心にボランティア活動をしているグループと個人の会員から構成され、情報交換をはじめ、会員間の交流や研修、施設行事の手伝いを主な活動としています。社会福祉協議会では、この連絡協議会の運営補助として事務局を担っています。

ボランティアグループ事業費補助

地域福祉向上の観点から、ボランティアグループが実施する福祉事業に対して、事業費の一部を補助しています。

福祉教育

小学生、中学生、高校生、一般社会人を対象に当事者講師による講話や車椅子体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験や、ボランティアなどの協力を得て手話講座・点字講座などの福祉教育実践活動を、年間を通じて随時実施しています。

三島市社会福祉協議会社会福祉大会

市内において永年にわたり社会福祉事業にご尽力された方々の功績を称え、感謝の意を表して表彰するとともに「共に支え合う健康・福祉のまちづくり」の実現に向けて決意を新たにするために、三島市社会福祉協議会社会福祉大会を開催しています。

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス・活動A事業（短期生活援助）を市から委託を受け、家事援助や生活支援のためのホームヘルパーを派遣しています。

在宅介護サービス事業

社会福祉協議会では、在宅介護サービス事業として、ご利用される方がご自宅に居ながら安心して暮らしていくよう、介護保険法に基づく介護保険事業所として「居宅介護支援」「訪問介護」のサービスを、また、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所として「居宅介護」、「重度訪問介護」のサービスを提供しサポートしています。

◎運営事業所

施設名	住所	連絡先
介護保険事業所 三島市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所 (福)三島市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	三島市南本町 20-30	055-973-2778
障害福祉サービス事業所 (福)三島市社会福祉協議会 (居宅介護・重度訪問介護)	三島市南本町 20-30	055-973-2778

障がい福祉サービス通所施設の運営

社会福祉協議会では、障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、「作業に参加して工賃が欲しい」、「作業だけでなくリハビリもしたい」、「製品作りを通して社会参加をしたい」、「ゆっくり音楽を楽しみたい」等、障がいの程度にかかわらず様々な生きがいを提供できるよう、活動の場と、穏やかに過ごせる場を分けながら利用者の可能性を狭めない支援の充実を目指し、生活介護事業所2か所及び就労継続支援B型事業所1か所を運営しています。

◎運営施設

施設名	住所	連絡先
生活介護事業所「えがお」	三島市新谷 190-2	055-976-2800
生活介護事業所「おんすいち」	三島市富田町 3-19	055-973-8677
就労継続支援B型事業所 「さわじ作業所」	三島市沢地 246-11	055-989-8211

共同募金

◎共同募金の目的と歴史

赤い羽根共同募金は、民間のたすけあい精神に支えられた運動として戦後直後の 1947 年（昭和 22 年）に市民が主体の取り組みとしてスタートしました。「地域福祉の推進」という共同募金の目的に沿って、大きく変化する社会の中で、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、市民の優しさや思いやりを届ける運動として、共同募金は市民主体の運動を進めています。共同募金は、「赤い羽根」をシンボルとして、「寄付」という行為を通して社会の一員として貢献したいという「願いを託す」ものです。

◎共同募金の仕組み

募金の 70%は、あなたの街を良くするために使われています。

共同募金は「計画募金」助成額を決めてから募金（寄付）を集める仕組みです。

共同募金は、地域ごとの使い道や集める額を事前に定めて募金する仕組みです。これを「計画募金」と呼び、「助成計画」を明確にすることにより市民の理解と協力を得やすくしています。また「助成計画」があるからこそ 1 世帯当たりの目安額などを定めて募金を集めることができます。しかし、寄付は、寄付する方の自由ですから、目安額はあくまで目標に過ぎません。

集まった募金の約 70%は、募金をいただいた地域で使われています。残りの 30%は、お住まいの地域を超えた広域的な課題を解決するために静岡県内で使われています。

大規模災害が起こった際の備えとして、静岡県共同募金会では募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。大規模災害が発生した際に、災害ボランティア活動支援など被災地を応援するために使われます。



◎赤い羽根共同募金の使い道

お寄せいただいた募金は全て静岡県共同募金会に集められ、社会福祉活動を行う県内の小地域活動団体、特定非営利活動法人、社会福祉施設、ボランティア団体、社会福祉協議会等に助成されます。この対象は、前年度に助成申請をした団体・施設等が静岡県共同募金会の書類審査・現地調査等により決定されたものです。また、募金の一部は、災害時に被災地でのボランティア活動を支援するための「災害等準備金」として積み立てられています。

◎歳末たすけあい募金の使い道

お寄せ頂いた募金は全て静岡県共同募金会に集められ、三島市社会福祉協議会が実施する歳末見舞金事業に助成されました。

生活困窮者自立支援事業

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、様々な事情から生活に困窮されている方の相談に応じ、その自立や問題解決に向けての支援を行います。令和7年度は次の6つの事業を実施します。

◎自立相談支援事業

生活と就労に関する専門の支援員により、自立に向けた相談支援、就労支援、各種事業利用のプラン作成等を行います。

◎住居確保給付金

離職等で住居を失うおそれのある生活困窮者等に家賃相当額を一定期間支給します。

また収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある生活困窮者等に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

◎就労準備支援事業

ひきこもり等により、通常の就労や求職活動が難しい生活困窮者に必要な訓練・支援を一定期間行います。

◎家計改善支援事業

家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして自立に向けた支援を行います。

◎居住支援事業

住居を失っている生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行い、自立相談支援事業と連携して就労等、自立に向けての支援を行います。

◎子どもの学習・生活支援事業

生活困窮者世帯の子どもに対し、学習支援教室や家庭訪問を通じて将来的な自立に向けての支援を行います。

三島市生活支援センター

自立相談支援事業の窓口として「三島市生活支援センター」を設置し、様々な相談に応じています。

○三島市生活支援センター

- ・三島市東本町一丁目2番6号
英光ビルⅠ 1階
- ・電話 055-973-3450



救急医療・在宅歯科診療事業

救急医療事業

三島市の救急医療体制は、市民の生命を守り救急救命率の向上を図るため、一次救急事業を医師会メディカルセンターと市内2病院（外科）及び沼津夜間救急医療センターで実施し、二次救急事業を市内の病院で実施し、24時間の通年体制が整っています。

また、耳鼻科、眼科、産婦人科、歯科においても医院による当番制で休日の診療を行っています。

○市内 三島市医師会メディカルセンター （電話）972-0711

○市外 沼津夜間救急医療センター （電話）926-8699

○救急協力医テレフォンサービス （電話）983-0116

（休日や時間外の救急医療機関の案内）

◎平日夜間救急体制

診療科目	診療時間	診療場所等	備考
内科 小児科 外科	午後6時～ 午後10時	三島市医師会 メディカルセンター	
内科 小児科 外科	午後8時30分～ 翌日午前7時	沼津夜間救急 医療センター	
外科	午後10時～ 翌日午前9時	JCHO三島総合病院・三島中央病院の2病院による当番制	

◎土曜日の救急体制

診療科目	診療時間	診療場所等	備考
内科 小児科 外科	午後2時～ 午後9時	三島市医師会 メディカルセンター	
内科 小児科 外科	午後6時～ 翌日午前7時	沼津夜間救急 医療センター	
外科	午後9時～ 翌日午前9時	JCHO三島総合病院・三島中央病院の2病院による当番制	

◎日曜・祝祭日の救急体制

診療科目	診療時間	診療場所等	備考
内科 小児科 外科	午前9時～ 午後9時	三島市医師会 メディカルセンター	
外科	午後9時～ 翌日午前9時	JCHO三島総合病院・三島中央病院の2病院による当番制	
内科 小児科 外科	午後6時～ 翌日午前7時	沼津夜間救急 医療センター	
耳鼻科 眼科 産婦人科	午前8時～ 午後5時	三島市・沼津市・裾野市・富士市・長泉町・清水町の担当医師が当番制 ※富士市は耳鼻科・産婦人科のみ	
歯科	午前9時～ 午後4時	歯科医師会会員医師による当番制	年末年始・夏祭りの 8/15～8/17 対応 広報みしまをご覧下さい。

◎二次救急体制

緊急に手術や入院を要する市民の救急医療を確保するため、二次救急診療を行っています。

○内科・外科

JCHO三島総合病院・三島中央病院・三島共立病院（内科のみ）の3病院による当番制により診療を行っています。

○脳神経外科・循環器科

三島市・沼津市・裾野市・長泉町・清水町の担当医療機関が当番制により診療を行っています。



◎三島市医療・救急医療診療体制

時 間																									
曜 日		8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 1 2 3 4 5 6 7 8																							
平 日		平常一般診療（病院・診療所） 内科・小児科・外科 外科 { 月曜 金曜																							
		内科・小児科・外科 (メディカルセンター) 外 科 (2病院) 内科・小児科・外科 (沼津夜間救急医療センター) 二次待機 内科・外科 二次待機 (広域) 脳神経外科・循環器科																							
曜日＼時間		8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 1 2 3 4 5 6 7 8																							
土 曜 日		平常一般診療 (病院・診療所) 休 診 ← → 内科・小児科・外科 (メディカルセンター) 外科 { 二次待機 内科・外科 内科・小児科・外科 (沼津夜間救急医療センター) 二次待機 (広域) 脳神経外科・循環器科																							
曜日＼時間		8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 1 2 3 4 5 6 7 8																							
休 祝 日 夏祭り 年 末 年 始		内科・小児科・外科 (メディカルセンター) 歯 科 (在宅輪番) 外科 { 耳鼻科・眼科・産婦人科 (広域輪番) 外 科 (2病院) 内科・小児科・外科 (沼津夜間救急医療センター) 二次待機 内科・外科 二次待機 (広域) 脳神経外科・循環器科																							

寝たきり者等歯科訪問調査事業

寝たきり等により歯科受診が困難な人に対し、口腔衛生の向上を図ることを目的に、歯科医師が歯科治療の診査・調査を行います。

「スマートウェルネスみしま」の推進

三島市では、あらゆる分野に健康の視点を取り入れる「スマートウェルネスシティ構想」による“健幸”都市づくりを進めています。同構想は、「ウェルネス（健幸：ひとりひとりが健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできること）」をまちづくりの中核に位置づけ、保健・医療分野だけで個人の健康増進を図るのではなく、生活環境や地域社会、学校や企業など、あらゆる分野を視野に入れた取り組みにより、市民が自然に健康で豊かになれる新たな都市モデルを構築するものです。その三島版「スマートウェルネスみしま」では、市民・NPO・事業者の皆様との協働の取り組みの輪を広げ、人が健康で、まちも産業も元気な“健幸”都市みしま」づくりを進めていきます。

◎健康づくり

市民が健康に生活していくための核となる
取り組み

◎いきがい・きずなづくり

人とふれあい、健康で幸せに暮らして行く
ための取り組み

◎地域活性化・産業振興

健康づくりやいきがい・きずなづくりを守
り支えるための基盤づくり



福祉のしおり

作成 令和7年

編集 三島市社会福祉部

三島市福祉事務所
